

五霞町
第7期障害福祉計画
及び
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

五 霞 町

はじめに

本町では、「誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまちごか」を基本理念とした「五霞町 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を推進してまいりました。

この計画が2024（令和6）年3月をもって期間満了となることから、新たに2024（令和6）年4月から2027（令和9）年3月末までの3か年を期間とした「五霞町 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、障害のある人もない人も、お互いに障害の有無にかかわらず、地域で「共に」生き、「共に」しあわせを感じる社会を目指し、4つの基本目標「共生社会の構築」「生活支援の充」「自立支援の推進」「暮らしやすいまちづくりの推進」を引き続き掲げ、より時代のニーズに即した障害福祉施策を推進していくこととしております。

なお、2024（令和6）年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、障害者への合理的配慮が事業者に対し義務化されます。また、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障害者に対しての多様な就労ニーズへの支援及び雇用の推進といった措置が講じられます。本町におきましても、障害福祉の環境の変化に柔軟に対応し、地域の方々が共に幸せや喜びを感じられるよう努めます。

結びに、御審議いただきました五霞町障害者総合支援協議会委員の皆様をはじめ、障害福祉事業所の皆様、アンケート調査を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。



令和6年3月

五霞町長 知久 清志

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨・背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
1	法令等による根拠	2
2	SDGs（持続可能な開発目標）との関係性	2
3	他計画との関係性	3
第3節	計画の期間、対象、策定方法	4
1	計画の期間	4
2	計画の対象	4
3	計画の策定方法	5
第4節	基本指針	6
第5節	今後の課題	7
1	共生社会の構築	7
2	生活支援の充実	7
3	自立支援の推進	7
4	暮らしやすいまちづくりの推進	8
第2章	計画の基本的な考え方	9
第1節	基本理念	9
第2節	基本目標	11
1	共生社会の構築	11
2	生活支援の充実	11
3	自立支援の推進	11
4	暮らしやすいまちづくりの推進	11
第3節	障害福祉サービスの基盤整備にあたっての考え方	12
第3章	数値目標と考え方	13
第1節	令和8年度の数値目標と考え方	13
1	障害福祉施設入所者の地域生活への移行	13
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	14
3	地域生活支援拠点等の設置	15
4	福祉的就労から一般就労への移行	16
5	障害児支援の提供体制の整備等	17
6	相談支援体制の充実・強化	18
7	障害福祉サービス等の質の向上	19
第4章	サービスの利用動向と見込量	20
第1節	障害福祉計画におけるサービスの利用動向と見込量	20
1	訪問系サービス	20
2	日中活動系サービス（施設による日中活動サービス）	21
3	日中活動系サービス（自立訓練（機能訓練・生活訓練））	22
4	就労支援（就労移行支援・就労継続支援）	23
5	居住系サービス	25

6 相談支援.....	26
第2節 地域生活支援事業の実施状況と見込量.....	27
1 理解促進研修・啓発事業・自発的活動支援事業.....	27
2 相談支援事業.....	28
3 成年後見制度利用支援事業等.....	29
4 意思疎通支援事業.....	30
5 日常生活用具給付等事業.....	31
6 手話奉仕員養成研修事業.....	32
7 移動支援事業.....	33
8 地域活動支援センター.....	34
9 任意事業（日中一時支援事業、訪問入浴サービス）.....	35
10 障害児通所支援.....	36
第5章 計画の推進.....	38
第1節 連携体制の充実.....	38
1 関係機関・団体との連携.....	38
2 町民との協働による障害福祉の推進.....	38
3 社会福祉協議会の役割強化.....	38
4 全庁的な連携.....	38
第2節 推進体制の充実.....	39
1 古河・坂東障害福祉圏を基本とした広域的連携.....	39
2 五霞町障害者総合支援協議会の充実.....	39
3 計画の評価・点検、推進体制.....	40
資料編.....	41
1 策定経過.....	41
2 五霞町障害者総合支援協議会設置条例.....	42
3 五霞町障害者総合支援協議会名簿.....	44
4 障害者等の状況.....	45
5 アンケート調査.....	57

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

本町では、2021（令和3）年3月に「五霞町 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定してから、時代の変化や障害者（児）のニーズに的確に対応するため、計画の進捗状況の検証を重ねつつ、福祉施設の整備、障害者の就労支援、障害者（児）の権利擁護に関する取組など、各種の障害者施策を推進してきました。2021（令和3）年度に始まったこの計画は、2023（令和5）年度末をもって期間満了となりますが、この間、障害者（児）を取り巻く制度や状況も変化しています。

国では、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しており、2018（平成30）年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画では、この計画に、障害者基本法の目的の達成とともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会」、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会」及び「障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会」の実現が期待されているとしています。

さらに、2021（令和3）年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では、「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、2022（令和4）年中に結論を得る。」とされていますが、障害者総合支援法第88条の2を踏まえ、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うこと、障害児福祉のインクルージョンの推進*の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性などが論じられています。

また、国はコロナウイルス感染症により顕在化された行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等の活用などにより、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要性についても閣議決定するなど、地方自治体間の補完・連携等について言及しています。

本計画は、これらの国の動向や広域的な連携なども視野に入れ、各種サービス事業需要の動向等を踏まえ、市民参加のもと、より時代とニーズに即した障害福祉施策を推進することを目的に本計画を策定することとします。

「障害児福祉のインクルージョンの推進*」…全ての子供が地域社会へ平等に参加することを地域社会で支援し合うことを推進。

第2節 計画の位置づけ

1 法令等による根拠

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項（市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して3年ごとに定めるものです。

本計画は、本町における障害のある方に対する施策全般にわたる計画として「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

【第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の概要】

計画名称	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定める。	国の基本指針に沿って、障害児通所支援や、障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

2 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

本計画では、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を取り入れ、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。

【計画で主に取り組むSDGsの目標】



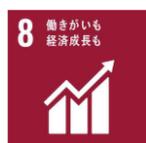
3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する



10 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

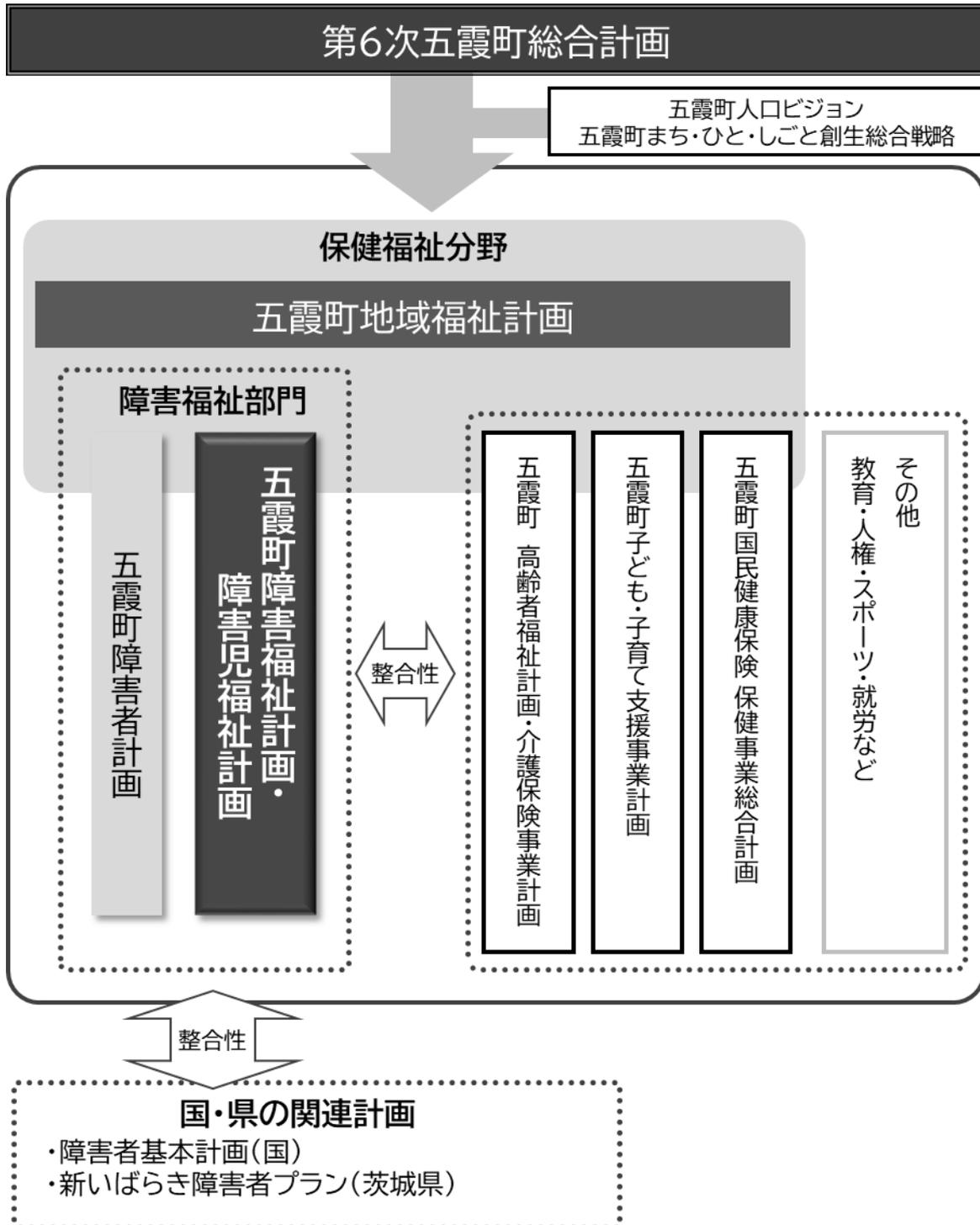
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

3 他計画との関係性

本計画は、本町の最上位計画である「第6次五霞町総合計画」の保健福祉分野における障害福祉部門計画に位置づけられ、その他の福祉に関連する計画をはじめ、他分野計画との整合を図りながら取り組みます。

また、本町の障害福祉施策全般に関する基本的な計画である「五霞町障害者計画」と一体となって、生活支援についてのサービス提供基盤の整備に関する実施計画として、障害者福祉施策を推進するものです。

【計画との関係性】

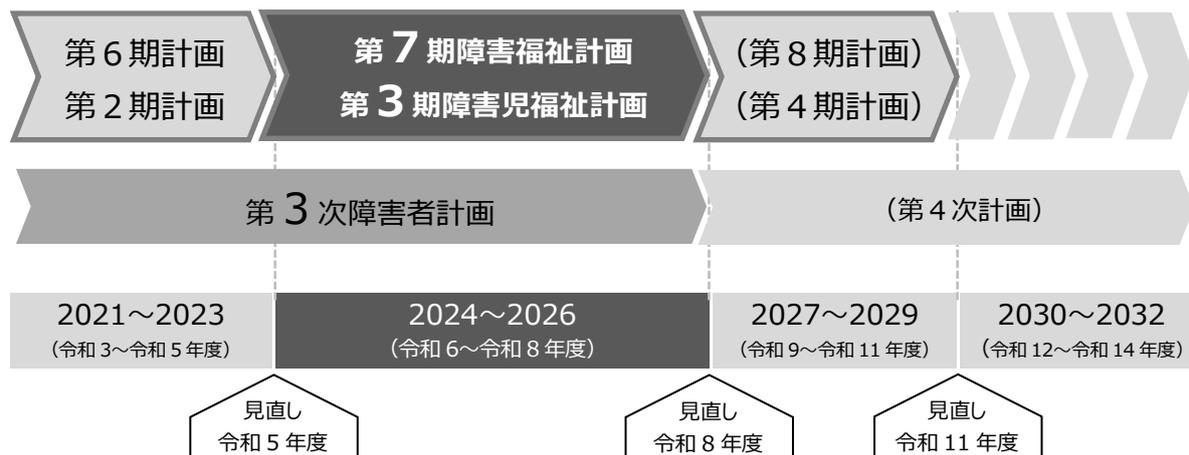


第3節 計画の期間、対象、策定方法

1 計画の期間

本計画は、2024（令和6）年度を初年度とし、2026（令和8）年度を目標年度とする3年間の計画です。最終年度にあたる2026（令和8）年度には本計画を見直して次期計画の策定を行います。

【計画期間】



2 計画の対象

本計画における「障害者」とは、障害者基本法第2条に定義される身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能に障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

また、本計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者は障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内の障害のある方すべてを対象とします。

【各対象例の概要（関係法令）】

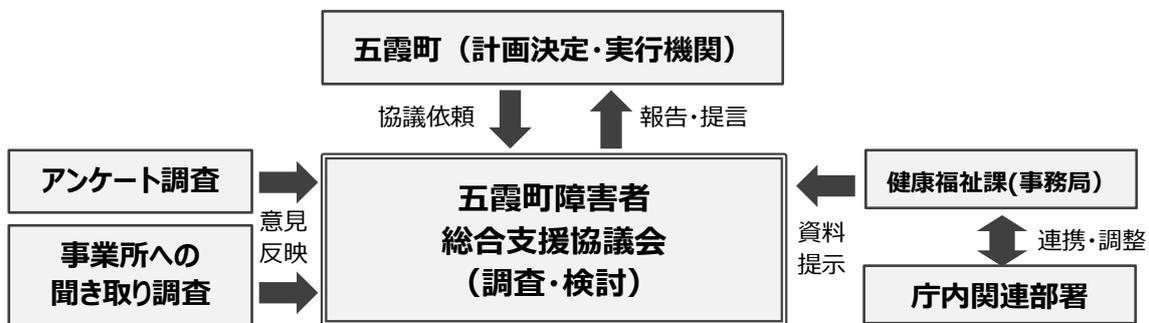
対象例	概要
身体障害者	身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの。（身体障害者福祉法）
知的障害者	知的障害者の定義は、明確に条文化はされていないが、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義。（知的障害者福祉法）
精神障害者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
障害児	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童。（児童福祉法）

発達障害者 (発達障害児)	発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの。 「発達障害」は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害をいいます。(発達障害者支援法)
難病患者	難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患として、平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとしている。(障害者総合支援法) 対象疾患は366疾患。(令和3年11月1日時点)

3 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、サービス等を利用する障害のある方等の需要を適切に把握するとともに、障害のある方や関係者等の意見を反映するため、アンケート調査や、関係機関・団体のヒアリング調査を行うとともに、五霞町障害者総合支援協議会を開催しました。

【策定体制】



【策定における各調査方法】

<アンケート調査>

調査対象	町内在住で「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」「指定難病特定医療費受給者証」所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2023（令和5）年7月1日から7月21日
配布・回収状況	配布数：360票／有効回答数187票／有効回答率51.9%

<関係機関・団体ヒアリング調査>

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人芳香会 青嵐荘つくし園 ● 相談支援事業所ふぁむサポ ● 地域活動支援センター太陽の家 ● めぐファーム・ゴカ ● 社会福祉法人 慈光学園
調査方法	対象担当者等へヒアリング
調査期間	2023（令和5）年11月30日、12月1日

第4節 基本指針

「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。都道府県及び市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

【国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基本指針のポイント】

基本指針	主な内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

出典：厚生労働省 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

第5節 今後の課題

1 共生社会の構築

障害のある方や高齢者、子供、若者、大人、そして地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域でこれからも暮らし続けていくためには、地域の問題を自分事として捉え、地域で問題を解決していくことが重要です。

しかし、地域における関係性の希薄化や高齢化の進行に伴う伝統や文化の担い手不足などもあり、地域のつながりは弱まってきています。

また、アンケート調査結果では、障害のある方全体の4人に1人は障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをしたりすることがあると回答しているとともに、障害に対しての町民の理解が進んでいないと感じる方が増加しています。

このような状況下で、障害のある方にも生き生きと暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、差別解消の推進や障害者への虐待、権利侵害を身近な問題として捉えるなど、誰もが地域で支え合い、助け合える関係性を構築していくことが求められます。

2 生活支援の充実

日常生活を営む上で必要とされる支援としては、障害福祉サービスについての情報提供や相談を求める人が多く、その内容としては、福祉サービスの利用に関することや就労に関することが多くなっています。

アンケート調査結果では、悩みごとや困りごとの相談先として、家族や親戚、友人や知人といった身近な人に頼るケースが目立ち、役場や社会福祉協議会などの公共の場への回答は少なくなっています。今後は、地域におけるより身近な相談先としての公的な体制を整備するとともに、必要な人に情報が届く仕組みづくりや切れ目のない支援体制の構築が求められます。

また、特別支援学級の児童・生徒は数年前から増加傾向にあり、今後も発達に関する相談支援や地域と医療の連携体制の充実を一層図る必要があります。

3 自立支援の推進

障害のある方本人とその家族の高齢化が進んでいます。アンケート調査結果からも家族の高齢化は顕著に現れているとともに、関係者へのヒアリング調査からも親亡き後の子の暮らし方に不安や悩みを抱く親が増えており、自立に向けての支援として、就労や財産管理、住まいの充実などが求められます。

近年、障害のある方が働く条件として、自宅に近く健康状態に合わせた働き方ができることや、事業主や職場の人たちの障害のある方の雇用への理解と、就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場の充実などが求められています。

また、成年後見制度についてのアンケート調査結果では、3割近くが制度名を知らない、4割近くが制度名を知っているが内容は知らないとしています。その一方で、3割近くの障害のある方が将来成年後見制度を活用したいと思っていることから、制度の周知と充実を図っていく必要があります。

さらに、障害のある方の暮らし方のニーズは年齢や障害の種別に応じて異なるものの、一人暮らしの希望は多く、ほかにもグループホーム等の共同生活を求めるニーズもあることから、住み慣れた地域での住まいの確保が必要となっています。

4 暮らしやすいまちづくりの推進

住宅における段差の解消や手すりの設置、また、公共施設をはじめとした生活関連施設における多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化も徐々に進んではいますが、既存の建築物は制約も多く、可能な限りの範囲での実施にとどまっているのが現状です。

障害のある方等に配慮したバリアフリーの推進については、公共交通機関や道路等のハード面の整備のほかに、心のバリアフリーと情報のバリアフリーのソフト面の整備も含めた推進が求められています。

また、アンケート調査結果では、火事や地震、風水害などの災害が発生した際に、障害のある方全体の5割以上が一人で避難できない、もしくは避難できるかわからないと回答しているとともに、避難所において困る事として、トイレや浴室、薬や医療、プライバシー保護など様々な要因を危惧している方が多くおり、災害時の対策として地域における緊急時の支援体制のさらなる構築が必要となります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町の最上位計画である「第6次五霞町総合計画」では、「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」をまちの将来像として掲げ、教育と福祉の分野における施策「ひとのくらしーライフデザイナー」では、障害者に関わる内容として「障害者の豊かなくらしの支援」に取り組んでいます。

また、これまでの障害者計画で掲げてきた「ノーマライゼーション社会の実現」の意思をより深化させるとともに、これからは、福祉社会で推し進める「地域共生社会の実現」を見据えた取組も求められています。

このことから、前計画においては、これからも地域で障害のある方の自立と生きがいづくりを支援し、暮らしやすいまちづくりを進めていくために、第3次五霞町障害者計画の基本理念を踏襲し『誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまち ごか』としており、本計画においても、これらの考え方を引き継ぎ、以下を基本理念として掲げます。

基本理念

誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまち ごか

ノーマライゼーションとは

障害のある方もない方も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のことです。

ノーマライゼーション社会の実現のために、ハード・ソフトの両面のバリアフリー化や公共の場のユニバーサルデザイン化、教育環境におけるインクルーシブ教育システムの推進などを通じて、障害のある方の自立と社会参加の促進が図られています。



地域共生社会とは

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が全国の地域で弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、地域におけるつながりをつくり直すことで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしや生きがいと地域をともに創っていく社会を目指すものです。



第2節 基本目標

本計画の基本理念『誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまち ごか』の実現に向けて、まちの主要な課題に対応する4つの基本目標を設け、本町における障害福祉施策を推進します。

1 共生社会の構築

障害の有無に関わらず、誰もが自分らしく、自分の意思に基づいて自立した生活を送れるような意識の醸成とそのサポートができる環境づくりを進めます。

また、地域で暮らす人同士として、お互いに支え合い、知り合うことですべての人が安らかたで充実した、豊かな生活を送ることができるような、関係性を構築する機会づくりの推進を目指します。

2 生活支援の充実

すべての障害のある方にとって、本人のライフステージに応じた適切な支援の提供ができる体制づくりを進めます。

また、障害のある方本人をはじめ、家族や関わっている人の困りごとや悩みごと、負担などをできるだけ解消し軽減するために、地域で活動している様々な関係機関や団体等が連携・協力して取り組めるような、つながりのある地域づくりを目指します。

3 自立支援の推進

障害のある方が自らの意思を持って自立した生活を送れるよう、就労や経済的な管理、生活の場の確保などを支援するとともに、住み慣れた地域でこれからも自分らしく暮らし続けていくために必要な、継続した支援体制の整備を目指します。

4 暮らしやすいまちづくりの推進

大規模な災害や感染症をはじめ、地域で起きる事件や事故など、普段の生活を脅かす脅威に対する備えや対策に、町と地域とが連携して取り組んでいく環境づくりを推進します。

また、誰もが快適で安全な日常生活を送れるよう、生活環境における不便や不安の解消に向けた整備等の充実を目指します。

第3節 障害福祉サービスの基盤整備にあたっての考え方

①必要な訪問系サービスを保障

- ・地域での生活を希望する障害者（児）に対し、各個人が必要な訪問系サービスを受けられることができるよう、サービスの充実を図ります。

②希望する障害のある方に日中活動サービスを保障

- ・生活や就労の技術を身に付けることや、社会参加を目指す障害者（児）が、充実した日々を送ることができるよう、サービスの充実を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

- ・地域における居住の場としてのグループホームの充実や、在宅支援サービスの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。
- ・地域生活支援拠点等の整備を図り、地域生活への移行及び継続を総合的に支援する体制を整えます。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

- ・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労移行後の継続的な就労を確保するための方策を検討します。また、福祉施設における就労の場の拡大を図ります。

⑤人材の確保・育成

- ・将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために障害福祉人材の確保に取り組みます。

⑥家族支援の充実

- ・障害者及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、地域における支援体制の整備を進めます。

第3章 数値目標と考え方

第1節 令和8年度の数値目標と考え方

1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に示す目標】

○2022（令和4）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

○2026（令和8）年度末の施設入所者数を、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【本町の目標】

2026（令和8）年度末までに、施設入所者数は2022（令和4）年度末から14.3%（2人）削減し、地域生活移行者数は2022（令和4）年度末から14.3%（2人）が施設から地域生活に移行します。

■障害福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標

項目	目標	考え方
2022（令和4）年度末の施設入所者数	14人	2022（令和4）年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	2人 (14.3%)	2022（令和4）年度末の全入所者数のうち、地域生活へ移行する人数
施設入所者削減数	2人 (14.3%)	2026（令和8）年度末の全施設入所者削減数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に示す目標】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、2018（平成30）年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕
- 2026（令和8）年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、2019（令和元）年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。〔都道府県が設定〕
- 精神病床における退院率については、2018（平成30）年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕

【本町の目標】

2026（令和8）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

項目	目標	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	2026（令和8）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

3 地域生活支援拠点等の設置

【国の基本指針に示す目標】

○2026（令和8）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○2026（令和8）年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本町の目標】

2026（令和8）年度末までに、本町又は各圏域に少なくとも1か所設置します。

■地域生活支援拠点等の設置の目標

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	1か所設置	本町においては、町を取り巻く地域の状況を鑑み、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備」を考えていくものとする

4 福祉的就労から一般就労への移行

【国の基本指針に示す目標】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を 2026（令和8）年度中に2021（令和3）年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上を目指す。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、2026（令和8）年度末の利用者数を 2021（令和3）年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

【本町の目標】

本町では、2026（令和8）年度に一般就労への移行者数を2人とし、就労移行支援事業の利用者数を6人とします。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を7割以上とします。

■福祉的就労から一般就労への移行の目標

項目	目標	考え方
一般就労移行者数	2人	2026（令和8）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
就労移行支援事業の利用者数	6人	2026（令和8）年度において、就労移行支援事業を利用する人数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	70%	2026（令和8）年度末において、就労定着支援事業による職場定着率が50%以上の事業所の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に示す目標】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、2026（令和8）年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。
- 2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 2026（令和8）年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。
- 各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【本町の目標】

2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを1カ所設置と、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1事業所設置し、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

■障害児支援の提供体制の整備等の目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センター設置数	1カ所設置	2026（令和8）年度末までの1カ所設置に向けて、引き続き検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	2026（令和8）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を検討
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所設置	2026（令和8）年度末までの1事業所設置に向けて、引き続き検討
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所設置	2026（令和8）年度末までの1事業所設置に向けて、引き続き検討
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	2026（令和8）年度末までの設置に向けて、引き続き検討
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	2026（令和8）年度末までの配置に向けて、引き続き検討

6 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針に示す目標】

○2026（令和8）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【本町の目標】

2023（令和5）年2月に相談支援事業所を町内に開設しましたが、近隣市町の相談支援事業所を利用している方が大半のため、今後さらに身近に相談できる町内の相談支援事業所の開設を検討します。

■相談支援体制の充実・強化の目標

項目	目標	考え方
身近に相談できる町内の相談支援事業所の開設	配置	2026（令和8）年度末までの配置に向けて、今後検討

7 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針に示す目標】

○2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【本町の目標】

2022（令和4）年7月に就労継続支援B型事業所を開設しましたが、訪問系・日中系サービス事業所が不足しているため、その開設を検討します。

■障害福祉サービス等の質の向上の目標

項目	目標	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	構築	2026（令和8）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための訪問系・日中系サービス事業所の開設を検討

第4章 サービスの利用動向と見込量

第1節 障害福祉計画におけるサービスの利用動向と見込量

1 訪問系サービス

サービスの概要	
サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、重度障害者等 包括支援、同行援護	計画	延べ人/年	138	140
延べ日/年			1,413	1,434	1,454
実績		延べ人/年	90	70	64
		延べ日/年	728	589	549

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、重度障害者等 包括支援、同行援護	延べ人/年	50	35	25
	延べ日/年	510	420	350

- 利用者実績は、年々わずかに減少しており、2023（令和5）年度は計画の半数にも及ばない実績となっています。
- 今後、訪問系サービスの充実に努めます。そのため、マンパワーなどの問題も考慮しながら、各事業所等との調整を図っていくこととしますが、今後の計画値としては、過去3カ年の実績より、サービス利用の減少傾向が続くものと仮定し、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の目標値を設定します。

2 日中活動系サービス（施設による日中活動サービス）

サービスの概要	
サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で障害のある方等の介護を行う人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	療養介護	計画	延べ人/年	33	37
実績		延べ人/年	24	24	24
生活介護	計画	延べ人/年	352	370	388
		延べ日/年	7,067	7,428	7,790
	実績	延べ人/年	276	274	234
		延べ日/年	5,538	5,500	4,880
短期入所 (福祉型、医療型)	計画	延べ人/年	30	30	30
		延べ日/年	297	297	297
	実績	延べ人/年	0	8	20
		延べ日/年	0	18	347

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
療養介護	延べ人/年	25	30	35
生活介護	延べ人/年	300	300	300
	延べ日/年	6,000	6,000	6,000
短期入所 (福祉型、医療型)	延べ人/年	30	30	30
	延べ日/年	297	297	297

- 療養介護の利用者実績をみると、毎年24人の利用となっておりますが、高齢化に伴い利用者数は増加することを考え、現在の実績を基準に毎年5人の増加を見込みます。
- 生活介護の利用者実績をみると、200～300人の間で増減を繰り返していますが、高齢化に伴い利用者数が増加することを考え、300人程度の利用者を見込みます。
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用実績をみると、増加傾向にあります。前計画において見込んだ利用者数30人を本計画においても踏襲する事とします。

3 日中活動系サービス（自立訓練（機能訓練・生活訓練））

サービスの概要	
サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害のある方 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害のある方・精神障害のある方 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。

〈実績〉

区分	計画		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	自立訓練（機能訓練）	計画	延べ人/年	0	0
延べ日/年			0	0	0
実績		延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	計画	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
	自立訓練（機能訓練）	延べ人/年		5	5
延べ日/年			250	250	250
自立訓練（生活訓練）	延べ人/年		5	5	5
	延べ日/年		100	100	100

●現在、利用者はいませんが、利用ニーズが発生した場合に備え5人を見込みます。利用日数は、機能訓練は1人当たり年間50日（週1回）、生活訓練は1人当たり年間20日の利用を見込みます。

4 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

サービスの概要	
サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障害のある方に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	就労移行支援	計画	延べ人/年	7	7
延べ日/年			156	156	156
実績		延べ人/年	22	17	22
		延べ日/年	424	279	436
就労継続支援 (A型)	計画	延べ人/年	67	78	89
		延べ日/年	1,335	1,554	1,774
	実績	延べ人/年	61	59	52
		延べ日/年	1,236	1,141	1,072
就労継続支援 (B型)	計画	延べ人/年	145	150	155
		延べ日/年	2,622	2,718	2,814
	実績	延べ人/年	144	218	251
		延べ日/年	2,476	3,318	3,810
就労定着支援	計画	延べ人/年	6	6	6
	実績	延べ人/年	4	11	2

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労移行支援	延べ人/年	20	20	20
	延べ日/年	400	400	400
就労継続支援 (A型)	延べ人/年	60	60	60
	延べ日/年	1,200	1,200	1,200
就労継続支援 (B型)	延べ人/年	300	350	400
	延べ日/年	4,500	5,250	6,000
就労定着支援	延べ人/年	10	10	10

サービスの利用動向と見込量

- 就労移行支援の利用者実績をみると、概ね 20 人前後で推移しており、その実績を考慮し、年間 20 人、1 人当たり 20 回の利用を見込みます。
- 就労継続支援（A型）の利用者実績をみると、概ね 50～60 人の間で推移しており、その実績を考慮し、年間 60 人、1 人当たり 20 回の利用を見込みます。
- 就労継続支援（B型）の利用者実績をみると、増加傾向にあるとともに計画を大きく上回っています。今後も増加傾向は続くと考えられたため、現在の増加トレンドを考慮し 50 人を毎年度足し上げる見込みとします。また、利用日数は一人当たり 15 日を見込みます。
- 就労定着支援の利用者実績をみると、増減を繰り返す状況となっており、直近の最大値 11 人を考慮し、年間 10 人の利用を見込みます。

5 居住系サービス

サービスの概要	
サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排泄などの介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	共同生活援助 (グループホーム)	計画	延べ人/年	224	252
実績		延べ人/年	196	177	184
施設入所支援	計画	延べ人/年	182	182	182
	実績	延べ人/年	156	168	146

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込み〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
共同生活援助 (グループホーム)	延べ人/年	200	200	200
施設入所支援	延べ人/年	170	180	190

- 共同生活援助（グループホーム）の利用者実績をみると、増減を繰り返す状況となっており、直近の最大値196人を考慮し、年間200人の利用を見込みます。
- 施設入所支援の利用者実績をみると、増減を繰り返す状況となっており、直近の最大値168人を考慮し、初年度は年間170人の利用を見込み、その後は年間10人ずつ増加するものと見込みます。

6 相談支援

サービスの概要	
サービス名	内容
計画相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成し、支給決定後は、モニタリングやサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所、又は精神科病院に入院している障害のある方に対し、住居の確保、地域における生活に移行する相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合に必要な支援を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	計画	延べ人/年			
計画相談支援	計画	延べ人/年	158	176	194
	実績	延べ人/年	140	153	123
地域移行支援	計画	延べ人/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
地域定着支援	計画	延べ人/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
自立生活援助	計画	延べ人/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
計画相談支援	延べ人/年	150	150	150
地域移行支援	延べ人/年	5	5	5
地域定着支援	延べ人/年	5	5	5
自立生活援助	延べ人/年	5	5	5

- 計画相談支援の利用者実績をみると、増減を繰り返す状況となっており、直近の最大値153人を考慮し、年間150人の利用を見込みます。
- 地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助は、現在の利用者はいませんが、利用ニーズが発生した場合に備え5人を見込みます。

第2節 地域生活支援事業の実施状況と見込量

1 理解促進研修・啓発事業・自発的活動支援事業

サービスの概要	
サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去や合理的配慮の推進、障害のある方等の理解を深め、差別や虐待をなくすための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害のある方等とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	計画	実績の有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	計画	実績の有無	無	無	無
	実績	実績の有無	無	無	無
自発的活動支援事業	計画	実績の有無	無	無	無
	実績	実績の有無	無	無	無

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
理解促進研修・啓発事業	実績の有無	1回	1回	1回
自発的活動支援事業	実績の有無	1回	1回	1回

●庁内各課と連携しながら、研修会等の開催や、地域活動等の開催を進めていきます。

2 相談支援事業

サービスの概要	
サービス名	内容
相談支援事業	障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある方等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	障害者相談支援事業	計画	委託の事業所数	1事業所	1事業所
実績		委託の事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
基幹相談支援センター	計画	実績の有無	無	無	無
	実績	実績の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	実績の有無	無	無	無
	実績	実績の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (住居サポート事業)	計画	実績の有無	無	無	無
	実績	実績の有無	無	無	無

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障害者相談支援事業	委託の事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業 (住居サポート事業)	実施の有無	無	無	有

●身体・知的・精神の3障害のみならず、高次脳機能障害、難病や各種ニーズに対応できるよう、五霞町障害者総合支援協議会の機能や相談支援の充実を図っていきます。

3 成年後見制度利用支援事業等

サービスの概要	
サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の知的障害のある方、又は精神障害のある方で、必要な費用の助成を受けなければ制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	成年後見制度利用支援事業	計画	延べ人/年	0人	0人
実績		延べ人/年	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施の有無	無	無	無
	実績	実施の有無	無	無	無

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
成年後見制度利用支援事業	延べ人/年	3人	3人	3人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

●事業は行っていますが、実際には利用されていない状況です。相談支援や社会福祉協議会等で、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

4 意思疎通支援事業

サービスの概要	
サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある方がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障害のある方に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を町役場に設置して、事務手続等の利便を図ります。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	計画	実績			
手話通訳者派遣事業	計画	延べ人/年	2	2	2
		延べ日/年	5	5	5
	実績	延べ人/年	5	5	5
		延べ日/年	3	5	5
要約筆記者派遣事業	計画	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
手話通訳者設置事業	計画	延べ人/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳者派遣事業	延べ人/年	5	5	5
	延べ日/年	5	5	5
要約筆記者派遣事業	延べ人/年	3	3	3
	延べ日/年	3	3	3
手話通訳者設置事業	延べ人/年	1	1	1

- 手話通訳者派遣事業の利用者実績をみると、利用者数及び利用日数ともにほぼ横ばいとなっており、それらを考慮し利用者数は5人、利用日数は5日として見込みます。
- 要約筆記者派遣事業と手話通訳者設置事業は、現在の利用者はいませんが、利用ニーズが発生した場合に備え、それぞれ3人及び1人の利用を見込みます。

5 日常生活用具給付等事業

サービスの概要	
サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	計画	実績			
介護・訓練支援用具	計画	給付件数/年	2	2	2
	実績	給付件数/年	1	0	0
自立生活支援用具	計画	給付件数/年	1	1	1
	実績	給付件数/年	2	0	0
在宅療養等支援用具	計画	給付件数/年	1	1	1
	実績	給付件数/年	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	計画	給付件数/年	1	1	1
	実績	給付件数/年	0	1	0
排泄管理支援用具	計画	給付件数/年	34	37	39
	実績	給付件数/年	28	28	28
居宅生活動作補助用具	計画	給付件数/年	0	0	0
	実績	給付件数/年	1	2	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数/年	30	35	40
居宅生活動作補助用具	給付件数/年	1	1	1

- 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具の利用実績をみると、概ね計画値に近い利用実績となっており、前計画の見込み量を踏襲するものとします。
- 排泄管理支援用具の利用実績は28件と横ばいとなっていますが、今後はニーズが高まることを考慮し、初年度を30件とし、以後5件ずつ増加するものと見込みます。
- 居宅生活動作補助用具は、現在は利用者がいないとともに、前計画においても見込んでいませんでしたが、利用ニーズが発生した場合に備え1人を見込みます。

6 手話奉仕員養成研修事業

サービスの概要	
サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	手話奉仕員養成研修事業	計画	養成研修修了者数	0	0
実績		養成研修修了者数	0	0	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数	1	1	1

●継続して養成講座が開催できるように、内容の充実に努めます。また、境町や古河・坂東障害福祉圏域等の広域での開催についても検討します。

7 移動支援事業

サービスの概要	
サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある方について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	移動支援事業	計画	実施か所数	4	4
延べ人/年			67	74	81
延べ時間/年			182	201	221
実績		実施か所数	3	2	2
		延べ人/年	33	24	18
		延べ時間/年	101	62	62

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
移動支援事業	実施か所数	4	4	4
	延べ人/年	30	30	30
	延べ時間/年	90	90	90

- 実施か所数は前計画の見込み量に達していませんが、前計画を踏襲し、継続して実施か所の拡充に努めます。
- 利用者実績は減少傾向にありますが、今後はニーズが高まることを考慮し、直近の最大値33名を考慮し30人を見込みます。
- 利用時間は利用実績を考慮し、1人当たり3時間を見込みます。

8 地域活動支援センター

サービスの概要	
サービス名	内容
地域活動支援センター	<p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うもので、基礎的事業と基礎的事業の機能を強化する事業とがあります。</p> <p>機能強化事業の例として下記の類型が設けられています。</p> <p>I 型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p> <p>II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III 型：地域の障害のある方等のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。</p>

〈実績〉

区分	計画・実績		2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
	地域活動支援センター	計画	設置か所数	1	1
実績		設置か所数	2	2	2

※2023（令和 5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
地域活動支援センター	設置か所数	2	2	2

9 任意事業（日中一時支援事業、訪問入浴サービス）

サービスの概要	
サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある方等の日中における活動の場を確保し、障害のある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴サービス	家庭において、入浴することが困難な重度心身障害又は精神障害のある方等に対し、訪問入浴サービスなどを行うことにより、重度心身障害のある方等の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るためのサービスです。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	日中一時支援事業	計画	延べ人/年	39	39
実績		延べ人/年	19	31	30
訪問入浴サービス	計画	延べ人/年	13	15	17
		延べ日/年	25	29	33
	実績	延べ人/年	12	12	11
		延べ日/年	24	24	22

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日中一時支援事業	延べ人/年	39	39	39
訪問入浴サービス	延べ人/年	15	15	15
	延べ日/年	30	30	30

- 日中一時支援事業の利用者実績は前計画の見込み量に達していませんが、大きく下回る状況ではないため、前計画の見込み量を踏襲します。
- 訪問入浴サービスの利用者実績はほぼ横ばいの状況となっており、実績を3人ほど上回る15人と見込み、利用日数を1人当たり2日で見込みます。

10 障害児通所支援

サービスの概要	
サービス名	内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対してその他の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

〈実績〉

区分	計画・実績		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	計画	延べ人/年	34	34	34
		延べ日/年	173	173	173
	実績	延べ人/年	80	115	83
		延べ日/年	350	690	635
医療型児童発達支援	計画	延べ人/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	延べ人/年	154	174	194
		延べ日/年	1,715	1,938	2,161
	実績	延べ人/年	121	151	164
		延べ日/年	1,551	1,738	1,690
保育所等訪問支援	計画	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	1
		延べ日/年	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	計画	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0
	実績	延べ人/年	0	0	0
		延べ日/年	0	0	0

※2023（令和5）年度実績は見込み

〈見込量〉

区分	計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
児童発達支援	延べ人/年	100	100	100
	延べ日/年	500	500	500
医療型児童発達支援	延べ人/年	1	1	1
放課後等デイサービス	延べ人/年	190	210	230
	延べ日/年	2,280	2,520	2,760
保育所等訪問支援	延べ人/年	1	1	1
	延べ日/年	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延べ人/年	1	1	1
	延べ日/年	1	1	1

- 児童発達支援の利用者実績をみると、80～115 人の間で増減を繰り返すとともに、平均で 93 人となっており、平均値を若干上回る 100 人を見込むとともに、利用日数を 1 人当たり 5 日とします。
- 放課後等デイサービスの利用者実績をみると、増加傾向にあるとともに、今後も利用ニーズは高まることが予想され、現在の増加トレンドを考慮し 20 人程度を毎年度足し上げる見込みとします。また、利用日数は一人当たり 12 日（月 1 回程度の利用）を見込みます。
- 医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、現在は利用者がいないか非常に少ない状況となっていますが、利用ニーズが発生した場合に備えそれぞれ 1 人を見込みます。

第5章 計画の推進

第1節 連携体制の充実

1 関係機関・団体との連携

障害のある方の各種活動は、自立と社会参加に向けた重要な役割を果たしていることを踏まえ、関係機関や団体の実情を十分に把握しながら支援を継続していきます。

また、活動支援だけにとどまらず、地域に暮らしながらも様々な理由により、個人として意見を主張することが困難な人等に対しては、様々な機会を通じて地域に関わることができ方策についての検討も進めていきます。

2 町民との協働による障害福祉の推進

障害のある方への施策をはじめ、これからの福祉においては、支援が必要な人が制度の谷間に陥ることなく安心して暮らし続けられるよう、公的なサービスが行き届きにくい領域を町民がサポートすることにより、町民と行政とが協働する福祉の仕組みを構築していくことが求められています。

このため、町民の自主的な活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては、「自助・共助・公助」の考えに基づいた障害者福祉の推進を図ります。

3 社会福祉協議会の役割強化

社会福祉協議会は、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな福祉サービスへの取組が求められているため、福祉活動の中核となるよう、活動の活性化に努める必要があります。

また、新たな障害者福祉への対応が課題となっている中においては、社会福祉協議会が主体となり、特に、「町民参加」による活動の推進や新たな福祉サービスの開発や実施を模索していきます。

4 全庁的な連携

本計画は、障害のある方への啓発やサービスの提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、雇用、住宅、まちづくりなど他の分野にも関わる計画として位置づけられます。

そのため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて関係各課による調整と進捗状況等を確認する機会を設定するなどして、障害者施策の効果的な推進に努めます。

第2節 推進体制の充実

1 古河・坂東障害福祉圏を基本とした広域的連携

障害福祉施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など幅広い分野での対応が求められることから、施設等のサービスは古河・坂東障害福祉圏を対象とし、広域的に支援体制を構築しています。

そこで、福祉サービスの基盤整備や相談支援、情報提供体制の整備等の計画の推進にあたっては、古河・坂東障害福祉圏をはじめとする近隣市町との連携や協力のもと実施していきます。

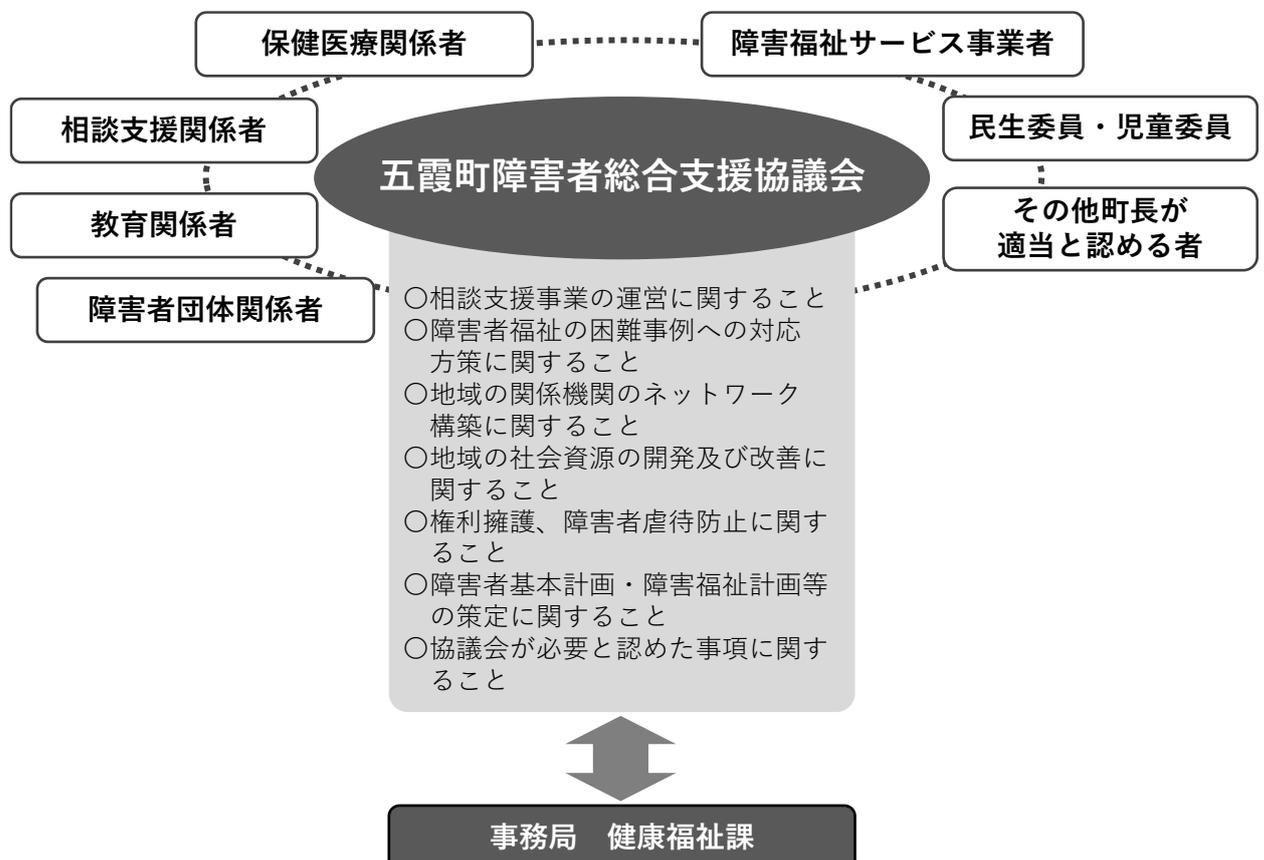
2 五霞町障害者総合支援協議会の充実

五霞町障害者総合支援協議会は、障害のある方のニーズに応じ、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場として設置されました。

これまで、本町では地域の障害者福祉に関する協議の場として、地域ケアシステム会議を開催してきました。

今後は、町の実情に応じた体制整備の方向性を検討する中心的な役割として、五霞町障害者総合支援協議会を一層充実させ、障害福祉サービス全体の調整、連携の核とした運営を図っていきます。

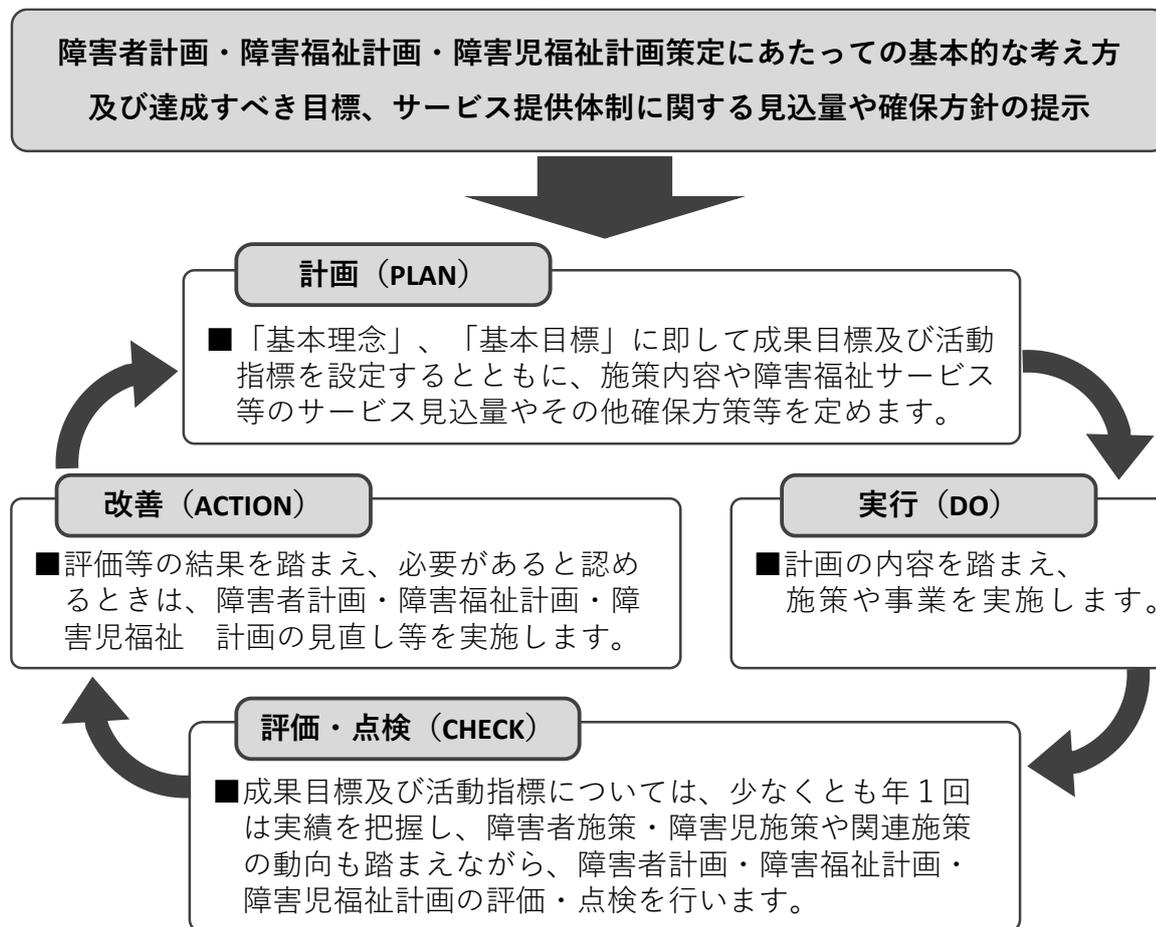
【五霞町障害者総合支援協議会のイメージ】



3 計画の評価・点検、推進体制

本計画の着実な実行に努めるため、審議・策定機関である五霞町障害者総合支援協議会により、PDCAマネジメントサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価・点検（Check）、改善（Action））に基づいて計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、計画の進捗状況の公表に努めるとともに、必要に応じて計画の目標数値等の見直しを行います。

【PDCAサイクルのプロセスのイメージ】



資料編

1 策定経過

実施日	内 容
令和5年7月1日～21日	アンケート調査の実施 ○調査対象者：「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」「指定難病特定医療費受給者証」所持者 ○調査方法：郵送配布・郵送回収 ○配布・回収状況：配布数360票 有効回答数187票 有効回答率51.9%
令和5年8月4日～31日	事業所プレアンケート調査の実施
令和5年11月30日、12月1日	事業所ヒアリング調査の実施
令和5年11月6日	第1回五霞町障害者総合支援協議会開催 ・「福祉に関するアンケート調査」結果報告 ・「五霞町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定のための事業所調査」結果報告 ・第4章の1及び2の「実績値」と「成果目標値」報告 ・今後のスケジュール ・その他
令和6年2月26日	第2回五霞町障害者総合支援協議会開催 ・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画修正案について
令和6年3月	パブリックコメントの実施

2 五霞町障害者総合支援協議会設置条例

平成 24 年 3 月 22 日

条例第 1 号

改正 平成 25 年 3 月 21 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定に基づき地域生活支援事業を効果的に実施するため、五霞町障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所管事務)

第 2 条 協議会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事。
- (2) 困難事例の協議及び調整に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (5) 障害者の権利擁護に関する事。
- (6) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関する事。
- (7) その他障害者の福祉向上のために必要と認める事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 相談支援関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 障害福祉サービス事業者
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長及び副会長は委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守密義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めたもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(五霞町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置条例の廃止)

2 五霞町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置条例（平成18年五霞町条例第19号）は、廃止する。

(五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年五霞村条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年五霞村条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 五霞町障害者総合支援協議会名簿

選出区分	所属及び職名	氏名	役職
1号委員 保健・医療関係者	芝田クリニック 理事長	芝田 佳三	会長
2号委員 相談支援関係者	地域活動支援センター 煌 施設長	寺内 美和	委員
	青嵐荘つくし園相談支援事業所 相談支援専門員	齊藤 文香	委員
3号委員 教育関係者	境特別支援学校 校長	塩畑 道代	委員
4号委員 障害者団体関係者	身体障害者福祉協議会 会長	小澤 清規	委員
	心身障害児・者をつなぐ父母の会 会長	田所 勝美	委員
5号委員 障害福祉サービス事業者	慈光学園 慈光ホーム 施設長 障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部 センター長	高野 澄	委員
	社会福祉協議会 事務局長	江森 薫	副会長
6号委員 民生委員・児童委員	民生委員児童委員協議会	知久 春男	委員

※敬称略 順不同

4 障害者等の状況

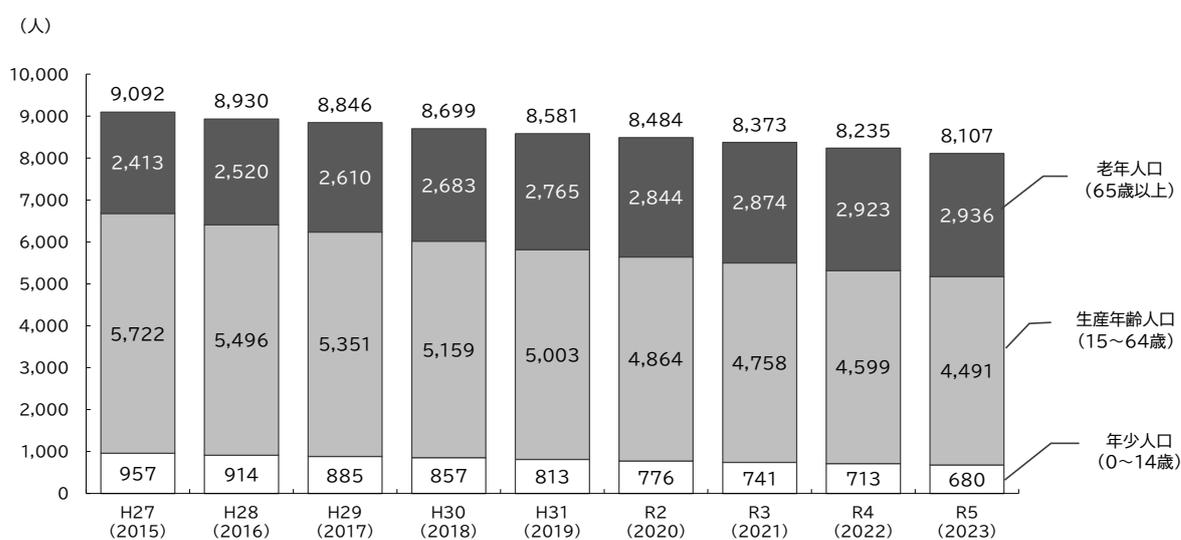
(1) 人口、世帯

①人口

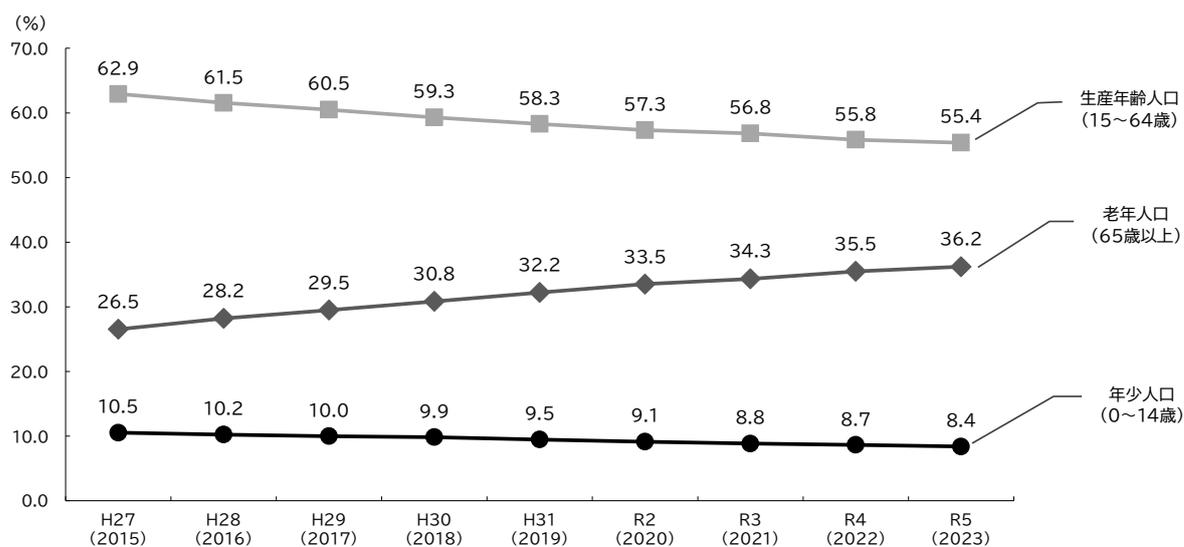
本町の人口は減少傾向にあり、2023（令和5）年3月末現在、8,107 人となっています。

また、2023（令和5）年3月末現在の年少人口（0～14 歳）は 680 人（8.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 4,491 人（55.4%）、老年人口（65 歳以上）は 2,936 人（36.2%）で、老年人口が全体の3割以上を占め、年少人口は1割未満となっており、人口減少、少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】

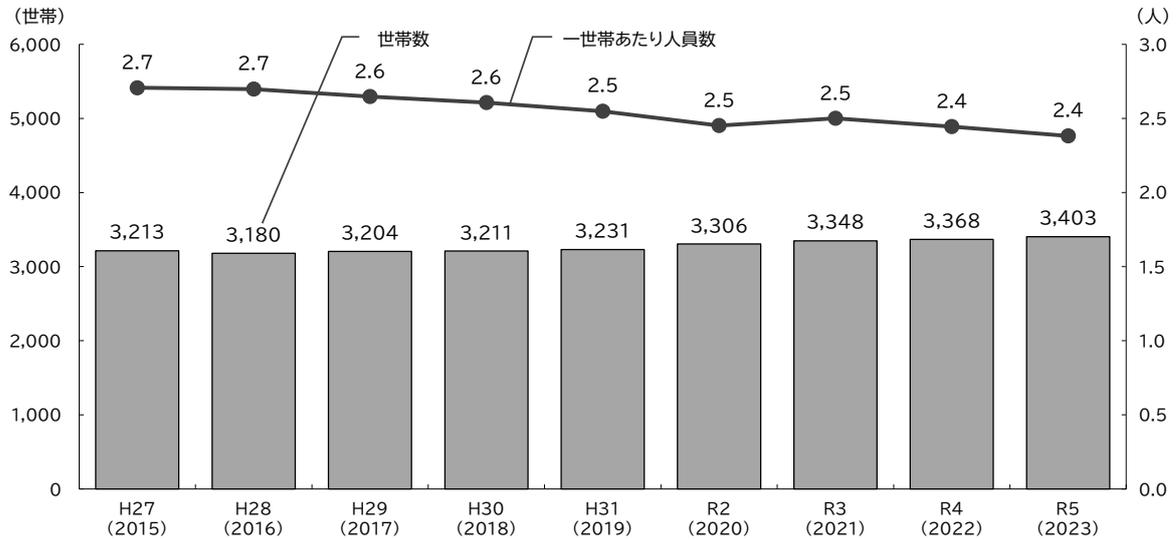


②世帯

本町の世帯数は 2015（平成 27）年に 3,213 世帯でしたが、2023（令和 5）年 3 月末現在は、やや増加し 3,403 世帯となっています。

一方、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、2023（令和 5）年 3 月末現在、2.4 人となっており、核家族化の進行がうかがえます。

【世帯数及び一世帯あたり人員数の推移】

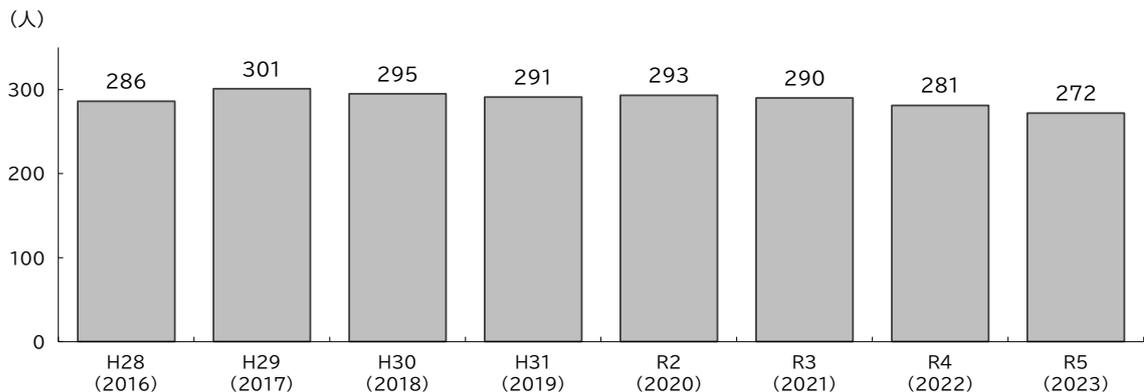


(2) 身体障害者手帳

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は 2016（平成 28）年から 2021（令和 3）年にかけては概ね 290 人前後で増減を繰り返していましたが、その後は減少に転じ、2023（令和 5）年 3 月末現在では 272 人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



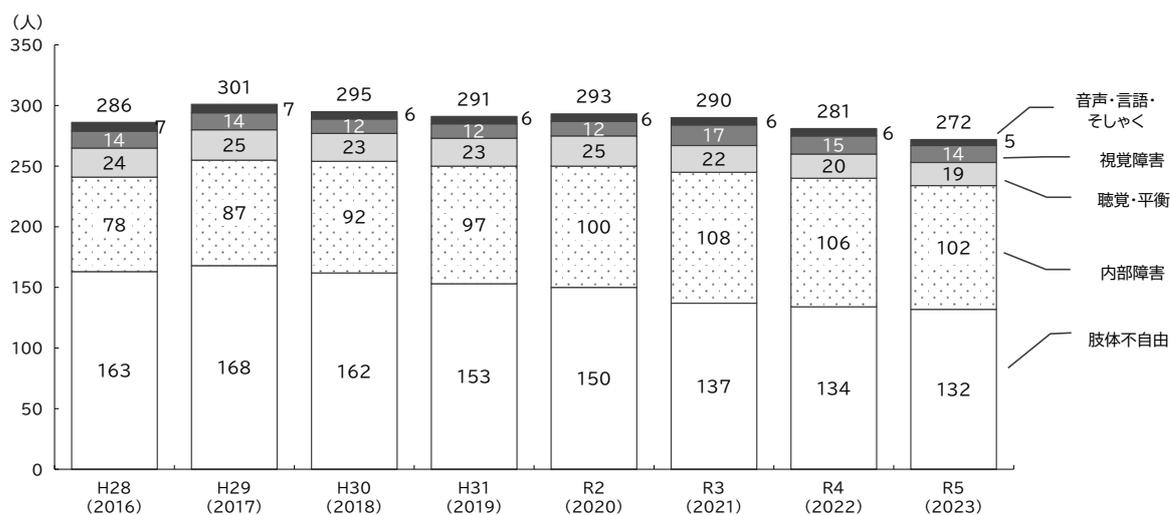
資料：健康福祉課 各年 3 月末現在

②分類

身体障害者手帳所持者を分類別にみると、2023（令和5）年3月末現在、肢体不自由が最も多く132人（48.5%）で半数近くを占めており、次いで内部障害が102人（37.5%）、聴覚・平衡が19人（7.0%）、視覚障害が14人（5.1%）、音声・言語・そしゃくが5人（1.8%）となっています。

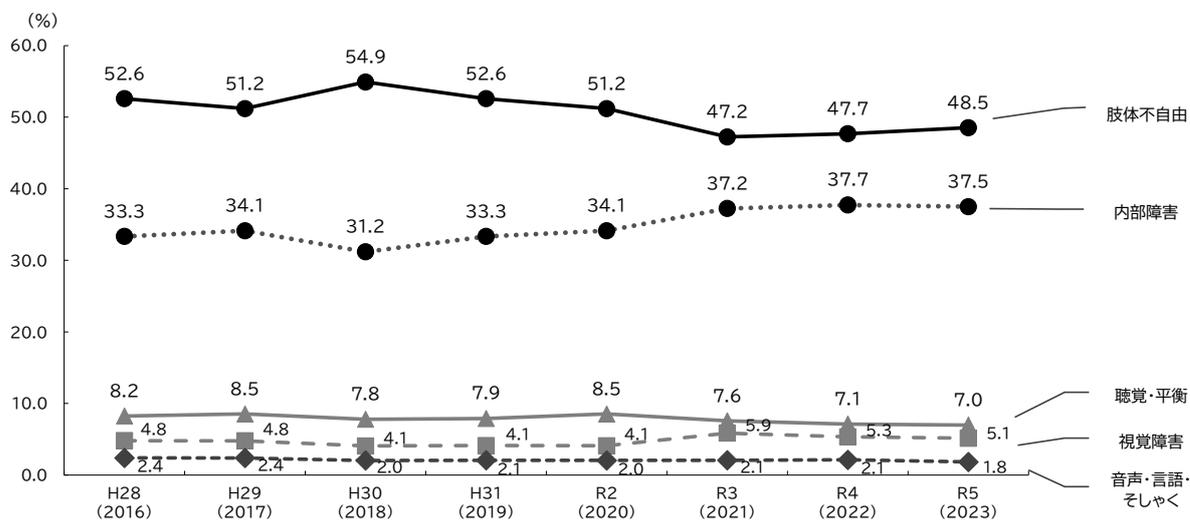
肢体不自由は2021（令和3）年までは減少傾向を続けていましたが、2021（令和3）年以降は増加傾向となっています。

【分類別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

【分類別身体障害者手帳所持者構成比の推移】

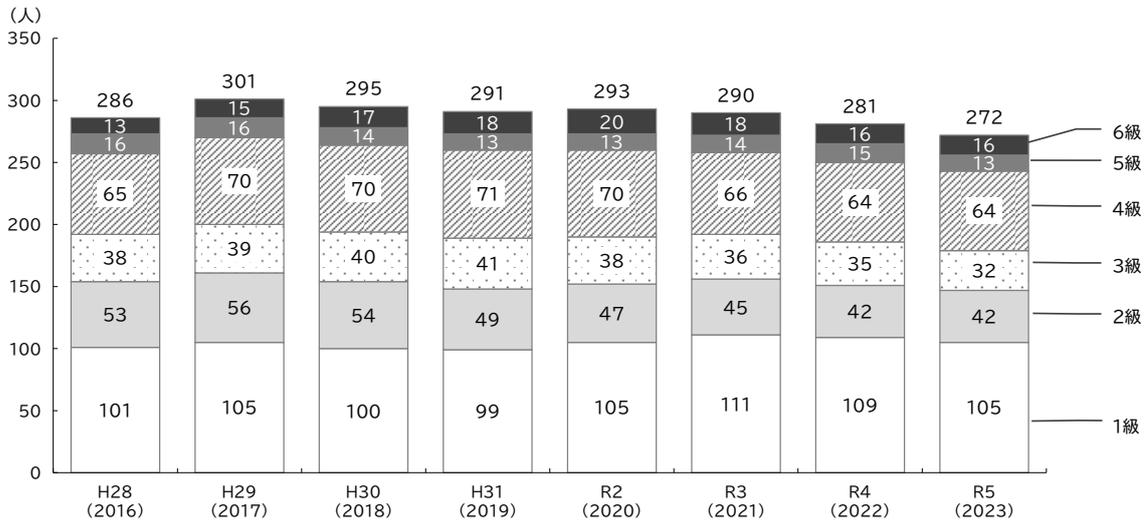


資料：健康福祉課 各年3月末現在

③障害程度等級

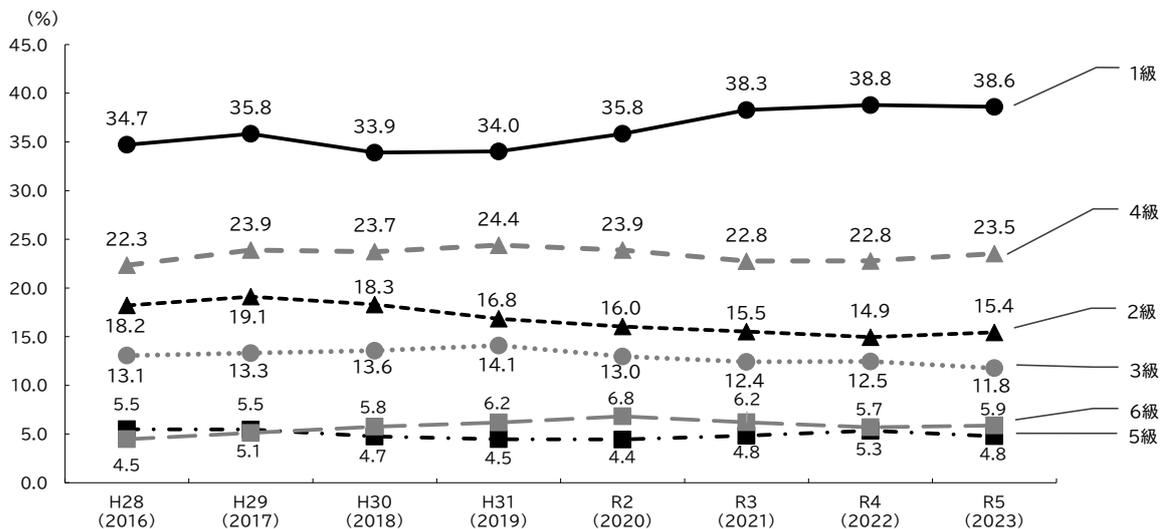
身体障害者手帳所持者を障害程度等級別にみると、2023（令和5）年3月末現在、1級が最も多く105人（38.6%）、次いで4級が64人（23.5%）、2級が42人（15.4%）、3級が32人（11.8%）、6級が16人（5.9%）、5級が13人（4.8%）となっています。各等級とも近年はおおむね横ばいで推移しています。

【障害程度等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

【障害程度等級別身体障害者手帳所持者構成比の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

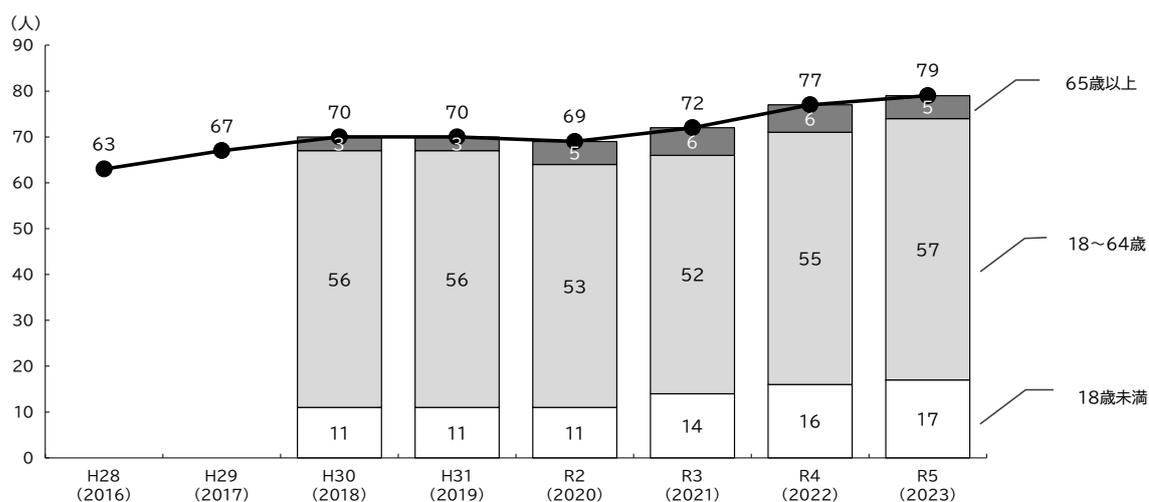
(3) 療育手帳

①療育手帳所持者

療育手帳所持者数は2018（平成30）年から2020（令和2）年にかけてはほぼ横ばいで推移していましたが、2020（令和2）年以降は増加傾向で推移しており、2023（令和5）年3月末現在、79人となっています。

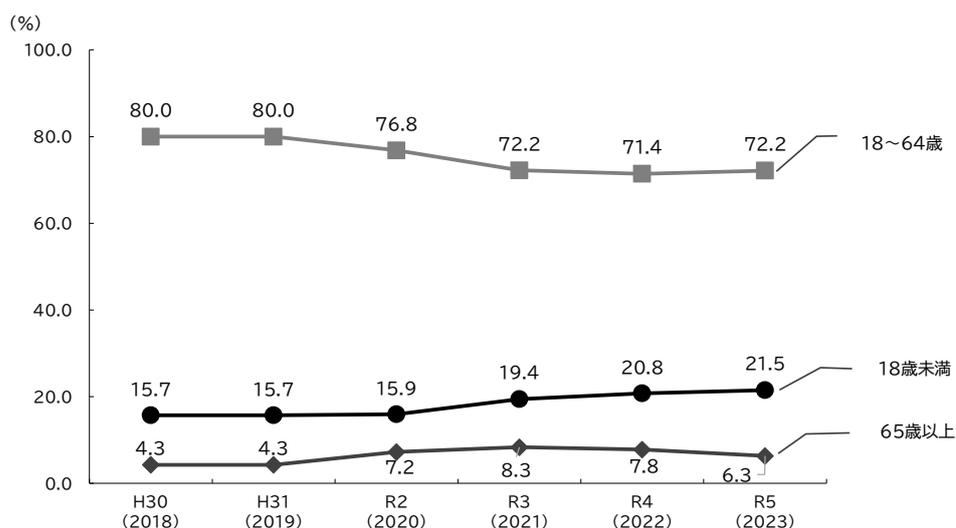
年齢別にみると、2023（令和5）年3月末現在、18歳未満は17人（21.5%）、18～64歳は57人（72.2%）、65歳以上は5人（6.3%）となっており、どの年齢層も年度によって多少の増減がありますが、おおむね横ばいで推移しています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

【年齢別療育手帳所持者構成比の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

②区分

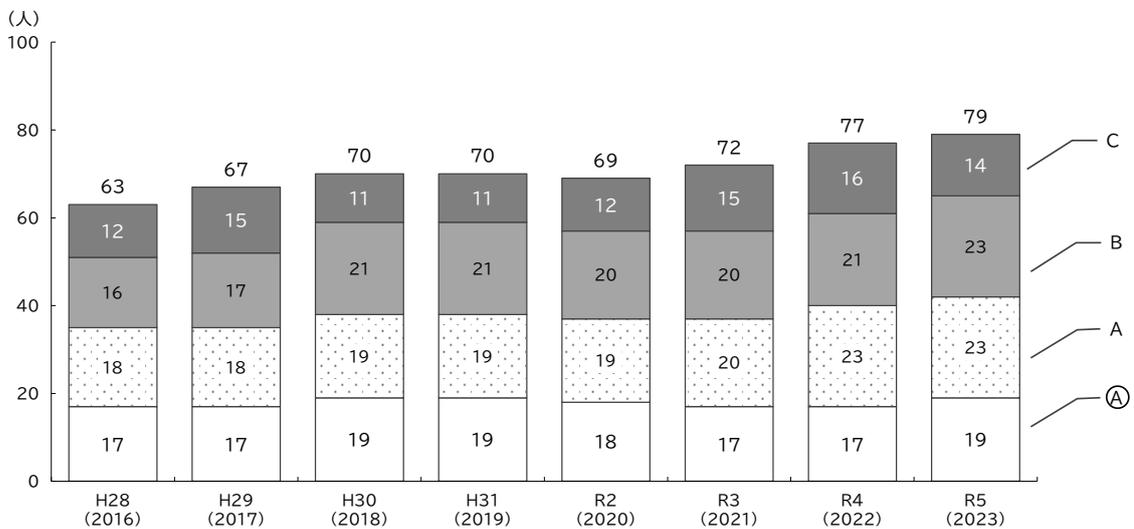
区分別の療育手帳所持者数は2023（令和5）年3月末現在、㉠が19人（24.1%）、Aが23人（29.1%）、Bが23人（29.1%）、Cが14人（17.7%）となっています。

年齢別にみると㉠、A、Bで18～64歳が最も多く全体の半数以上を占めており、18歳未満ではAが4人、Cが8人、65歳以上ではAのみで5人となっています。

構成比の推移でみると、㉠とAは2016（平成28）年から2020（令和2）年にかけて比較的ゆるやかな増減を伴って推移していますが、2017（平成29）年を境にBの割合が大きく増加し、Cの割合が大きく減少しています。

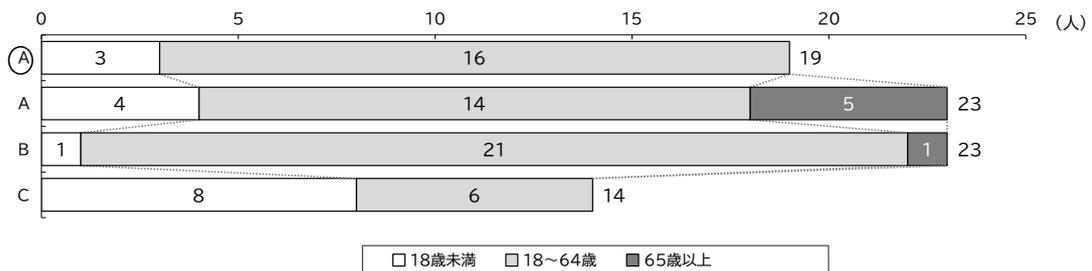
構成比の推移でみると、近年、増加傾向が続いていたAとCの割合が減少に転じる反面、減少傾向が続いていた㉠とBの割合が増加に転じました。

【区分別療育手帳所持者数の推移】



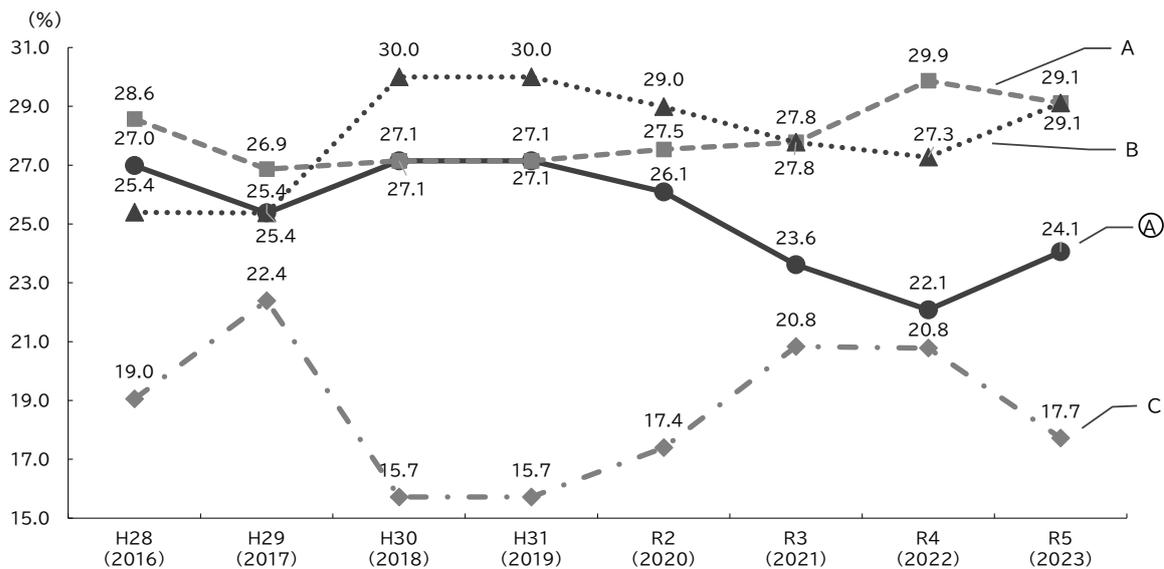
資料：健康福祉課 各年3月末現在

【区分別・年齢別療育手帳所持者数の状況（2023（令和5）年）】



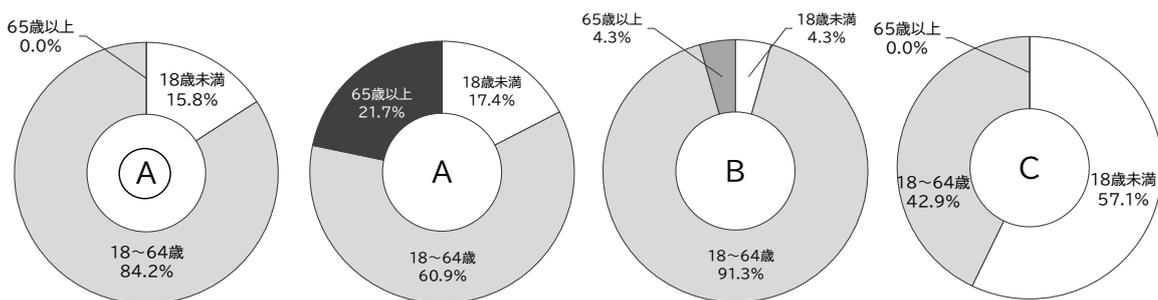
資料：健康福祉課 3月末現在

【区別療育手帳所持者構成比の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

【区別・年齢別療育手帳所持者構成比の状況（(2023（令和5）年））】



資料：健康福祉課 3月末現在

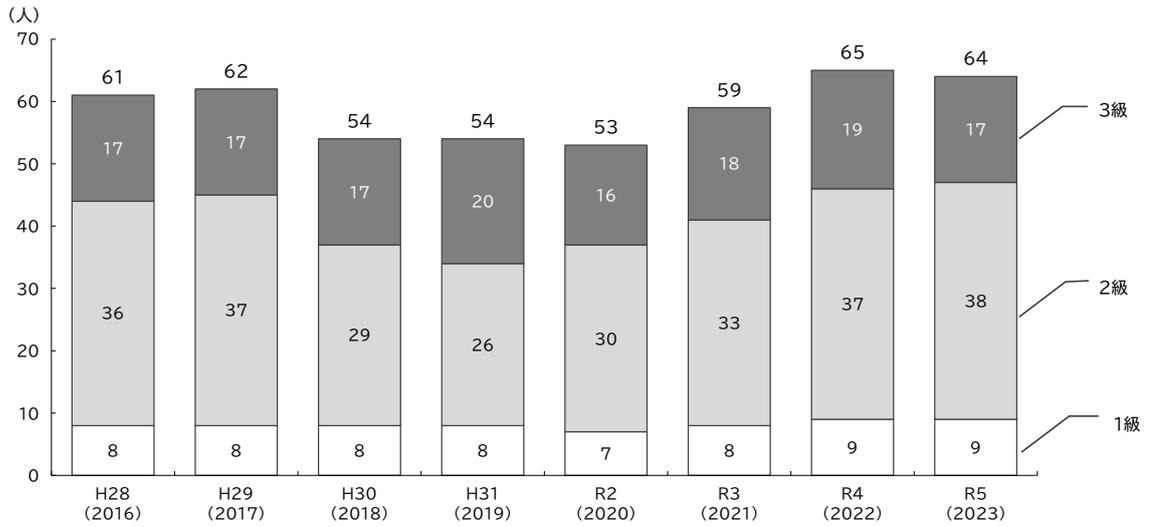
(4) 精神障害者保健福祉手帳

①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2020（令和 2）年以降増加傾向が続いていましたが、2022（令和 4）年からは減少に転じ、2023（令和 5）年 3 月末現在は 64 人となっています。

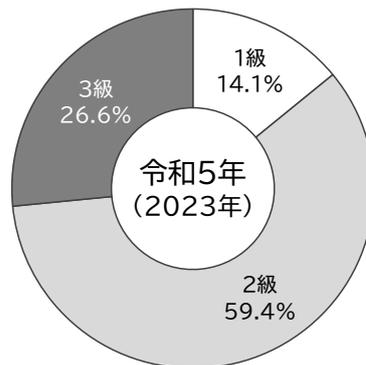
等級別にみると、2023（令和 5）年 3 月末現在では、1 級が 9 人（14.1%）、2 級が 38 人（59.4%）、3 級が 17 人（26.6%）となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：健康福祉課 各年 3 月末現在

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者構成比の状況（2023（令和 5）年）】

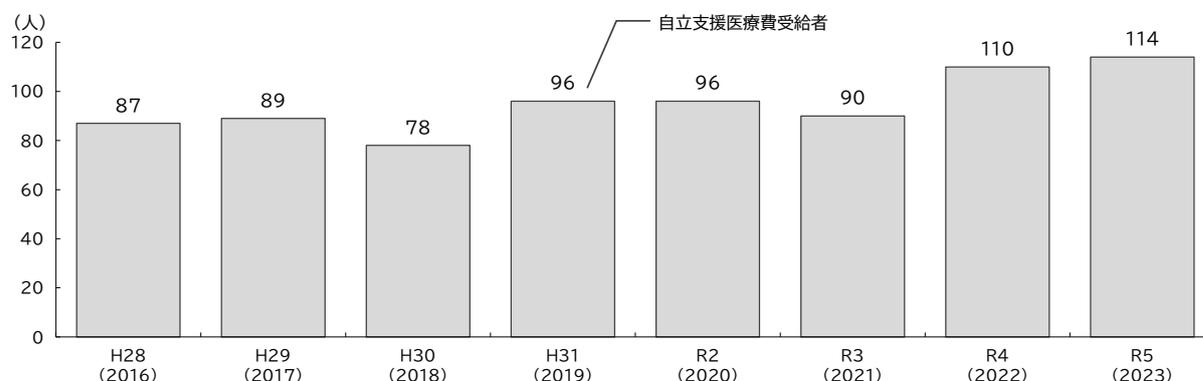


資料：健康福祉課 3 月末現在

②自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）の費用を受給している人は、2021（令和3）年から増加傾向となっており、2023（令和5）年3月末現在、114人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

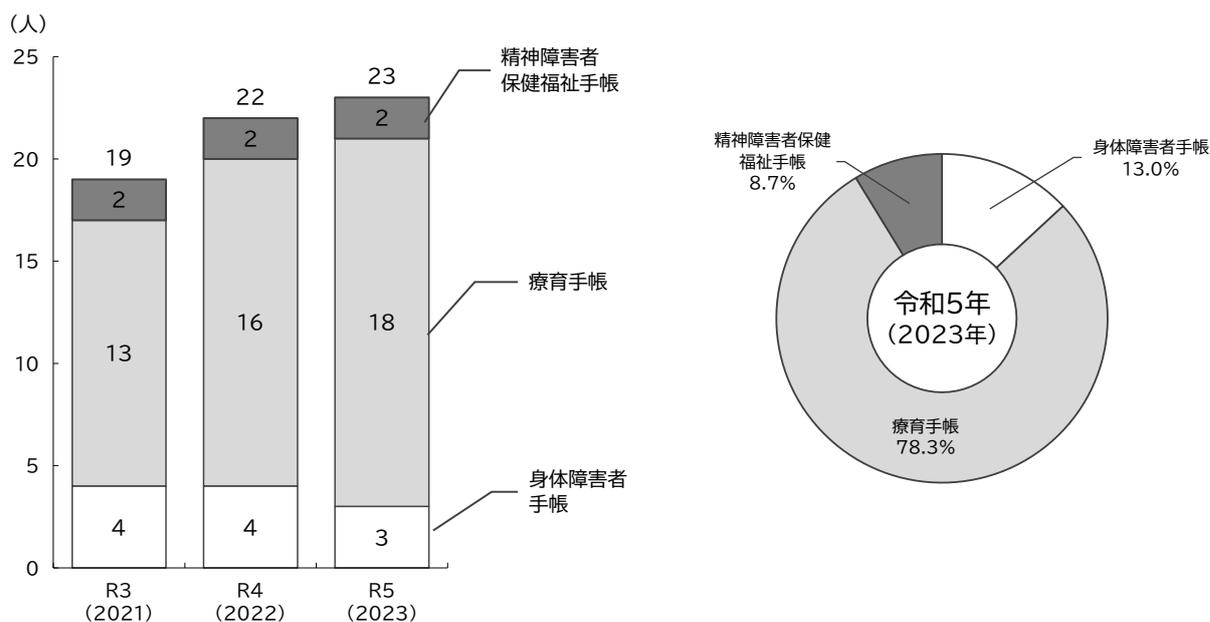
(5) 障害児

①手帳所持者

障害者手帳を所持している障害児は2021（令和3）年から2023（令和5）年にかけて若干の増加傾向で推移しており、2023（令和5）年3月末現在、一昨年度から4人増えて23人となっています。

手帳種類別にみると、2023（令和5）年3月末現在では、療育手帳が最も多く18人（78.3%）で、次いで身体障害者手帳が3人（13.0%）、精神障害者保健福祉手帳が2人（8.7%）となっています。

【障害児の障害者手帳種類別所持者数の推移（2021（令和3）年以降）と構成比（2023（令和5）年）】



資料：健康福祉課 各年3月末現在

②特別支援学級

2023（令和5）年5月1日現在、町内小学校の特別支援学級の児童数は32人、学級数は8学級、町内中学校の特別支援学級の生徒数は26人、学級数は5学級、県立特別支援学校の各部の児童・生徒合計数は12人となっています。

【保育園、幼稚園、認定こども園の園数、在園児数の推移】

単位：園、人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
保育園										
園数	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
在園児数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園										
園数	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
在園児数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園										
園数	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2
在園児数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0

【特別支援学級の学校数及び学級数、児童・生徒数の推移】

単位：校、級、人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学校	学校数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	学級数	6	6	6	6	7	7	7	7	8
	児童数	23	18	23	27	31	31	28	31	32
中学校	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学級数	2	2	3	5	5	6	6	5	5
	生徒数	6	8	9	21	24	31	29	24	26

【県立特別支援学校在籍者数の推移】

単位：校、級、人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学部	3	4	3	3	3	3	4	4	4	5
中学部	1	0	2	2	2	1	2	1	4	5
高等部	7	3	1	0	0	2	4	5	4	2
計	11	7	6	5	5	6	10	10	12	12

資料：健康福祉課 各年5月1日現在

(6) 就労環境

① 障害者の求職・就業

新規登録者数をみると、2011（平成 23）年の 174 人からおおむね増加傾向にあり、2019（平成 31）年 3 月末現在、85 人増えて 259 人となっています。

また、就職件数をみると、2011（平成 23）年の 55 件から増加し、2019（平成 31）年 3 月末現在、74 件増えて 129 件となっています。

【新規登録者数及び就職件数の推移】

単位：人、件

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)
新規登録者数	174	160	204	188	227	192	258	293	259	174
就職件数	55	65	88	91	104	104	111	136	129	55

資料：ハローワーク古河、茨城労働局 各年 3 月末現在

② 民間企業の障害者雇用

障害者雇用状況報告対象企業数は増加しており、2011（平成 23）年の 58 企業から 2019（令和元）年 6 月 1 日現在では、31 企業増えて 89 企業となっています。あわせて、達成企業数も増加傾向にあり、2011（平成 23）年の 22 企業（達成企業割合 37.9%）から 2019（令和元）年 6 月 1 日現在には 21 企業増えて 43 企業（達成企業割合 48.3%）となっています。

法定雇用労働者数も増加しており、2011（平成 23）年の 12,083 人から、2019（令和元）年 6 月 1 日現在では 3,330 人増えて 15,413 人となっています。あわせて、雇用障害者数も増加傾向にあり、2011（平成 23）年の 187 人（実雇用率 1.5%）から、2019（令和元）年 6 月 1 日現在では 106 人増えて 293 人（実雇用率 1.9%）となっています。

【障害者雇用状況報告対象企業数に対する達成企業数と割合の推移】

単位：企業

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
障害者雇用状況 報告対象企業数	58	58	70	78	83	86	82	86	89	58
達成企業数	22	31	35	43	42	48	44	43	43	22
達成企業割合	37.9%	53.4%	50.0%	55.1%	50.6%	55.8%	53.7%	50.0%	48.3%	37.9%

【法定雇用労働者数に対する雇用障害者数と実雇用率の推移】

単位：人

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
法定雇用労働者 数※	12,083	12,705	13,396	14,501	14,261	14,666	14,711	14,954	15,413	12,083
雇用障害者数※	187	198	237	283	276	284	272	292	293	187
実雇用率	1.5%	1.6%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	1.9%	1.9%	1.5%

※値は小数点以下四捨五入したもの

資料：ハローワーク古河、茨城労働局 各年 6 月 1 日現在

(7) 各福祉サービス

各福祉サービスとも提供状況はおおむね横ばいに推移していますが、「自立支援医療（精神通院）」がやや増加傾向、「介護用品支給事業（紙おむつ支給事業）」が減少傾向にあります。

【福祉サービス別提供状況の推移】

		平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
自立支援医療（精神通院）		96 件	96 件	90 件	110 件	114 件
自立支援医療（更生医療）		3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
自立支援医療（育成医療）		0 件	2 件	1 件	0 件	0 件
手帳等申請診断書料の助成		38 件	37 件	43 件	46 件	42 件
補装具費の一部支援	交付	7 件	10 件	7 件	5 件	7 件
	延回数	3 件	6 件	5 件	2 件	5 件
日常生活用具の給付・貸与		27 件	35 件	36 件	33 件	31 件
訪問入浴サービス	交付	0 件	1 件	2 件	2 件	2 件
	延回数	0 回	2 件	2 回	2 回	2 回
重度障害者（児） 住宅リフォーム費用の助成		0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
障害児福祉手当支給		1 人	0 人	1 人	2 人	2 人
特別障害者手当支給		6 人	7 人	7 人	7 人	7 人
特別児童扶養手当支給		12 人	11 人	12 人	14 人	14 人
在宅心身障害児福祉手当支給		6 人	5 人	5 人	5 人	6 人
医療費の助成（マル福）		4,201 件	4,527 件	3,822 件	3,558 件	3,703 件
自動車運転免許取得費用の補助		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
自動車改造費用の補助		0 件	2 件	1 件	0 件	0 件
軽自動車税・自動車取得税の減免		32 件	35 件	40 件	40 件	39 件
有料道路通行料金の割引		26 件	38 件	29 件	31 件	25 件
NHK 受信料の割引		5 件	4 件	5 件	4 件	5 件
介護用品支給事業 （紙おむつ支給事業）		27 件	66 件	70 件	60 件	58 件
障害者通院等交通費助成		18 件	22 件	18 件	18 件	15 件

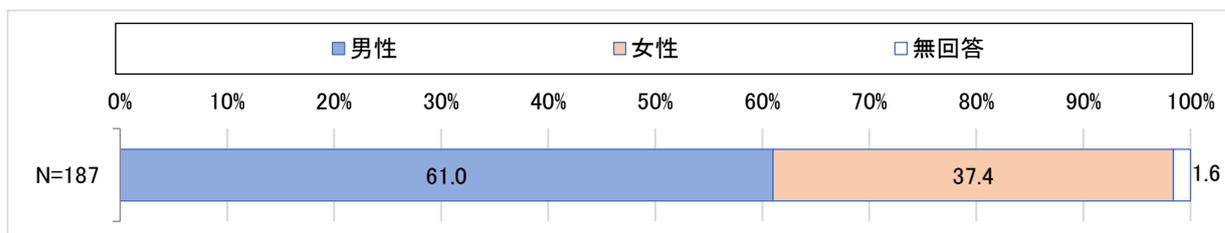
5 アンケート調査

(1) 回答者の性別年齢

①性別・年齢

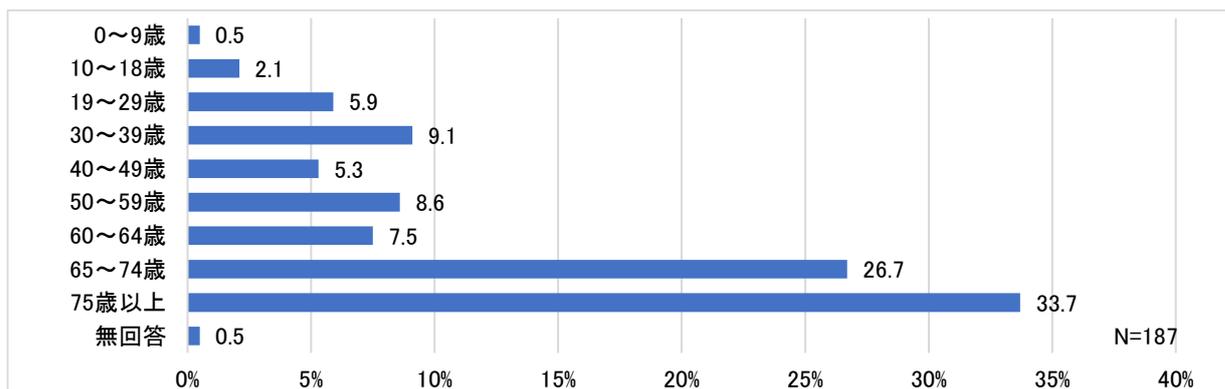
性別は、「男性」が61.0%、「女性」が37.4%となっています。

【回答者の性別】



年齢は、「75 歳以上」(33.7%) の割合が最も高く、以下、「65～74 歳」(26.7%)、「30～39 歳」(9.1%) の順となっています。

【回答者の年齢】

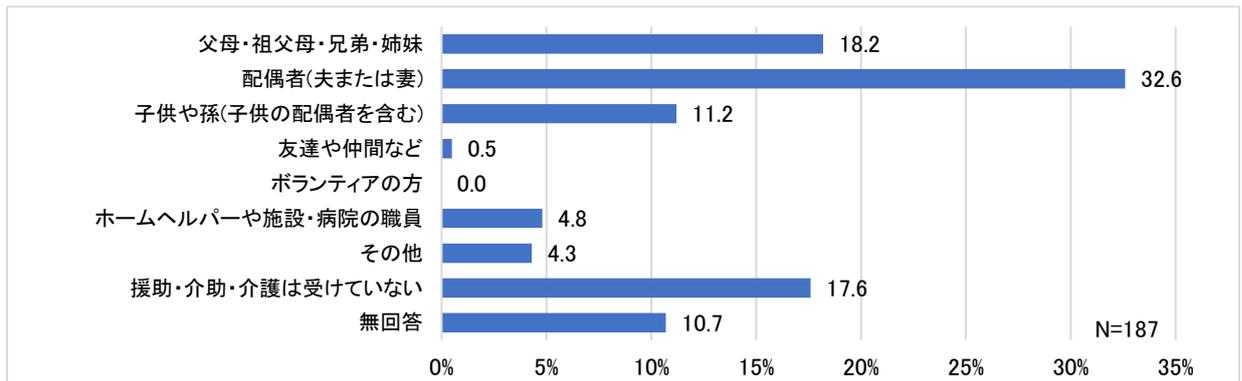


②主に援助・介助・介護している人

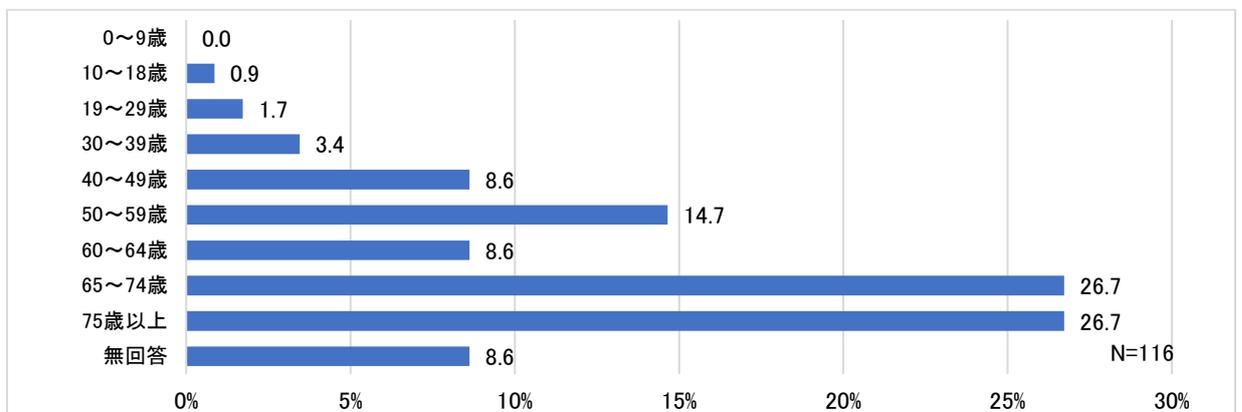
「配偶者(夫または妻)」(32.6%)の割合が最も高く、以下、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(18.2%)、「援助・介助・介護は受けていない」(17.6%)、「子供や孫(子供の配偶者を含む)」(11.2%)の順となっています。

親族に該当する「父母・祖父母・兄弟・姉妹」「配偶者(夫または妻)」「子供や孫(子供の配偶者を含む)」を年齢別で見ると、「65～74歳」と「75歳以上」がともに26.7%と最も多く、次いで「50～59歳」の14.7%となっています。

【日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助(口添えやうながし)・介助(手助け)・介護(看護)しているのは、どなたですか】



【主な介護者等のうち親族の年齢】



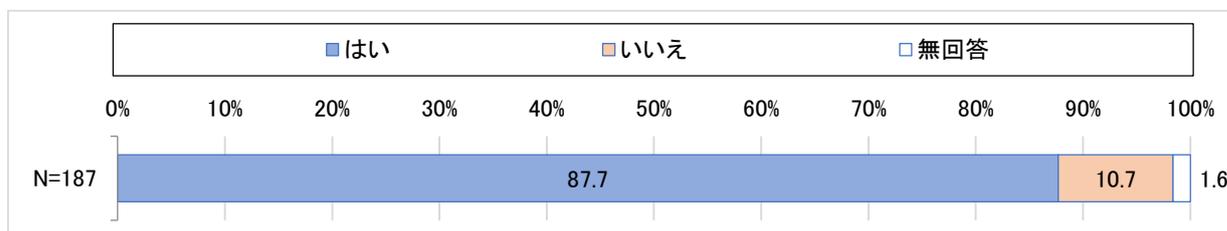
※「親族」は「父母・祖父母・兄弟・姉妹」、「配偶者」「子供や孫(子供の配偶者を含む)」の合計を示す

(2) 障害の状況

①障害者手帳の所持状況と手帳の種類

手帳の有無については、「はい」が 87.7%、「いいえ」が 10.7%の割合となっています。

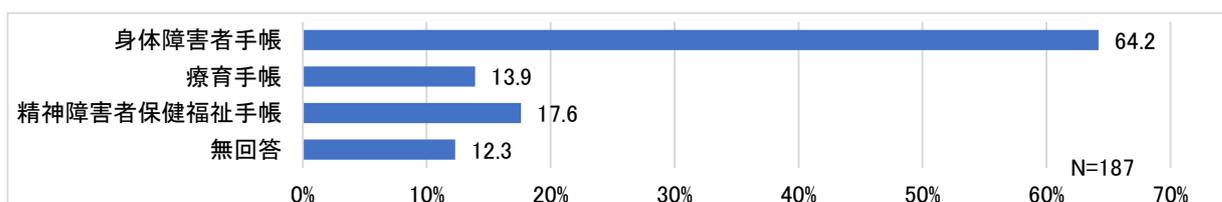
【あなたは、障害者手帳をお持ちですか】



「はい」と回答した方の所持手帳の種別では、「身体障害者手帳」(64.2%)の割合が最も高く、以下、「精神障害者保健福祉手帳」(17.6%)、「療育手帳」(13.9%)の順となっています。

年齢別では、10～18歳以下は「療育手帳」所持者のみとなっており、65歳以上では8割以上が「身体障害者手帳」所持者となっています。

【あなたが持っている障害者手帳は、次のどれですか。(複数回答)】



【年齢別】

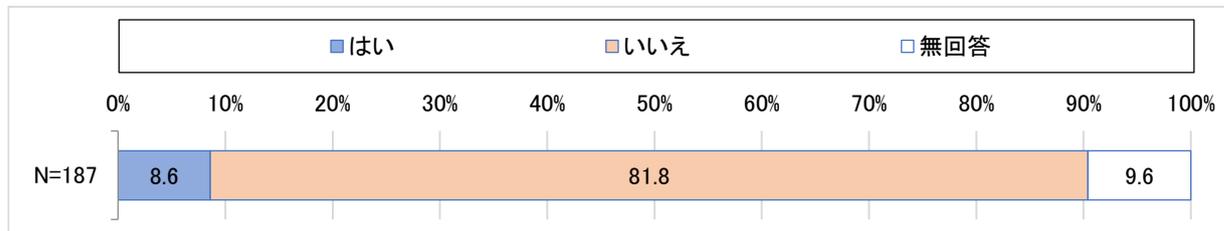
	合計	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	無回答
全体	187人	64.2%	13.9%	17.6%	12.3%
0～9歳	1人	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
10～18歳	4人	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
19～29歳	11人	18.2%	72.7%	45.5%	0.0%
30～39歳	17人	17.6%	47.1%	29.4%	17.6%
40～49歳	10人	30.0%	10.0%	40.0%	20.0%
50～59歳	16人	56.3%	12.5%	31.3%	18.8%
60～64歳	14人	57.1%	0.0%	35.7%	7.1%
65～74歳	50人	80.0%	4.0%	12.0%	10.0%
75歳以上	63人	85.7%	1.6%	4.8%	12.7%

②発達障害の診断状況

「はい」が8.6%、「いいえ」が81.8%の割合となっています。

年齢別では、10～18歳以下は「はい」が100%、50歳以上では8割以上が「いいえ」となっています。

【あなたは、発達障害として診断されたことがありますか】



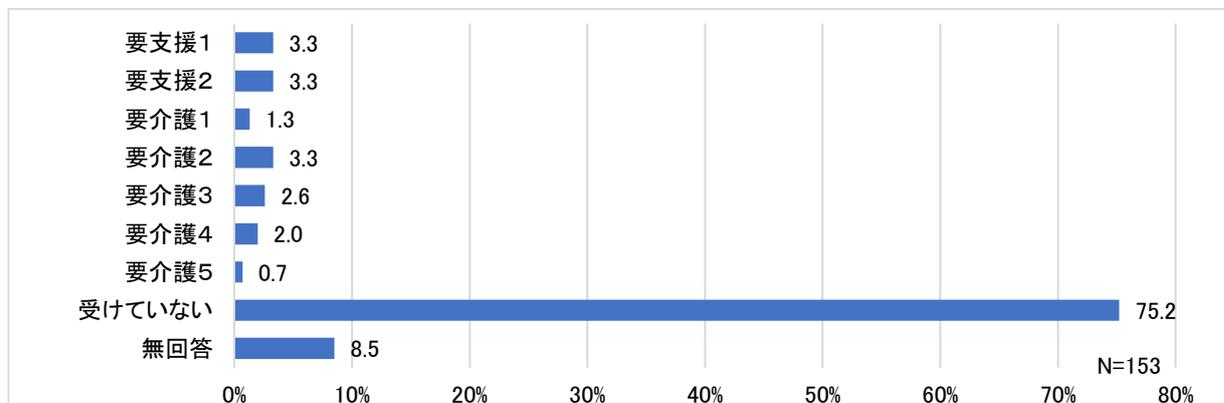
【年齢別】

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	187人	8.6%	81.8%	9.6%
0～9歳	1人	0.0%	100.0%	0.0%
10～18歳	4人	100.0%	0.0%	0.0%
19～29歳	11人	36.4%	63.6%	0.0%
30～39歳	17人	23.5%	70.6%	5.9%
40～49歳	10人	30.0%	70.0%	0.0%
50～59歳	16人	0.0%	81.3%	18.8%
60～64歳	14人	7.1%	92.9%	0.0%
65～74歳	50人	0.0%	92.0%	8.0%
75歳以上	63人	0.0%	84.1%	15.9%

③介護保険の要介護認定状況（40歳以上のみ）

最も割合が高い「受けていない」（75.2%）と、続く「無回答」（8.5%）を除くと、「要支援1」「要支援2」「要介護2」（すべて3.3%）、「要介護3」（2.6%）、「要介護4」（2.0%）、「要介護1」（1.3%）、「要介護5」（0.7%）の順となっています。

【あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか（40歳以上のみ）】



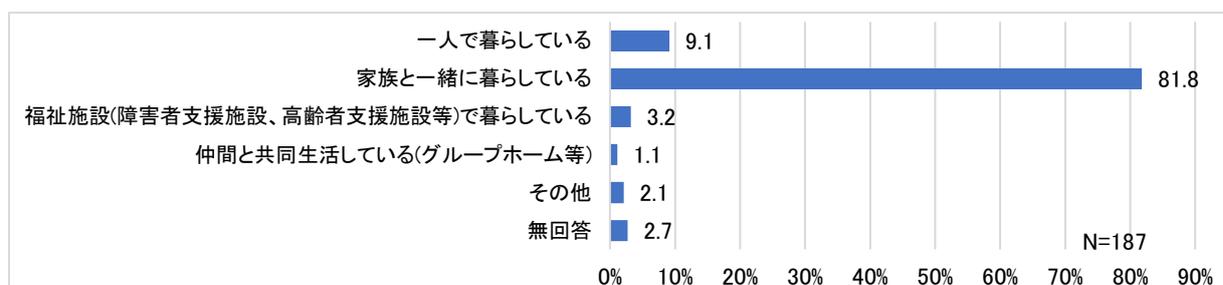
(3) 住まい・暮らし・就労

①現在の暮らし方と今後希望する暮らし方

現在は、「家族と一緒に暮らしている」(81.8%)の割合が突出して高く、以下、「一人で暮らしている」(9.1%)の順となっています。

今後は、「家族と一緒に暮らしたい」(67.9%)の割合が突出して高く、以下、「一人で暮らしたい」(10.2%)の順となっています。

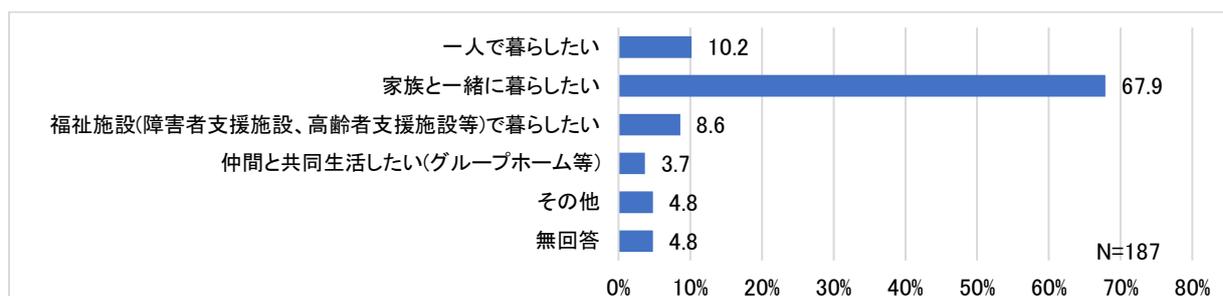
【あなたは、現在、どのように暮らしていますか】



【手帳種類別】

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
一人で暮らしている	9.1%	10.8%	7.7%	21.2%
家族と一緒に暮らしている	81.8%	82.5%	65.4%	78.8%
福祉施設(障害者支援施設等)で暮らしている	3.2%	1.7%	11.5%	0.0%
仲間と共同生活している(グループホーム等)	1.1%	0.8%	3.8%	0.0%
その他	2.1%	2.5%	3.8%	0.0%
無回答	2.7%	1.7%	7.7%	0.0%
合計	187人	120人	26人	33人

【あなたは、今後、どのように暮らしたいですか】



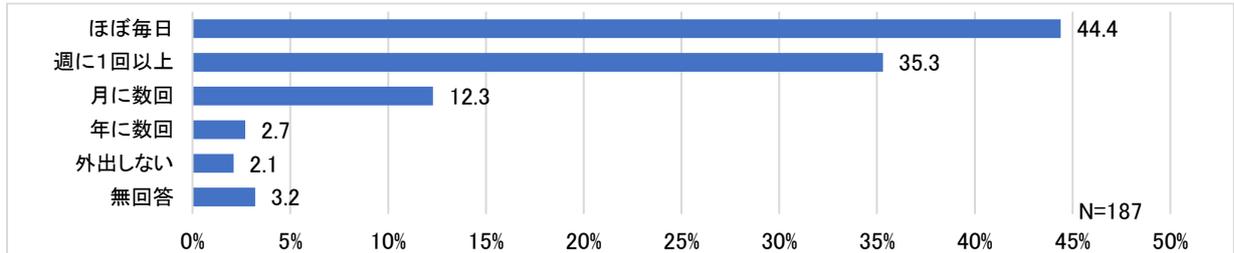
【手帳種類別】

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
一人で暮らしたい	10.2%	7.5%	11.5%	33.3%
家族と一緒に暮らしたい	67.9%	75.0%	26.9%	45.5%
福祉施設(障害者支援施設等)で暮らしたい	8.6%	6.7%	23.1%	3.0%
仲間と共同生活したい(グループホーム等)	3.7%	2.5%	19.2%	9.1%
その他	4.8%	5.8%	3.8%	3.0%
無回答	4.8%	2.5%	15.4%	6.1%
合計	187人	120人	26人	33人

②外出頻度

「ほぼ毎日」(44.4%)の割合が最も高く、以下、「週に1回以上」(35.3%)、「月に数回」(12.3%)の順となっています。

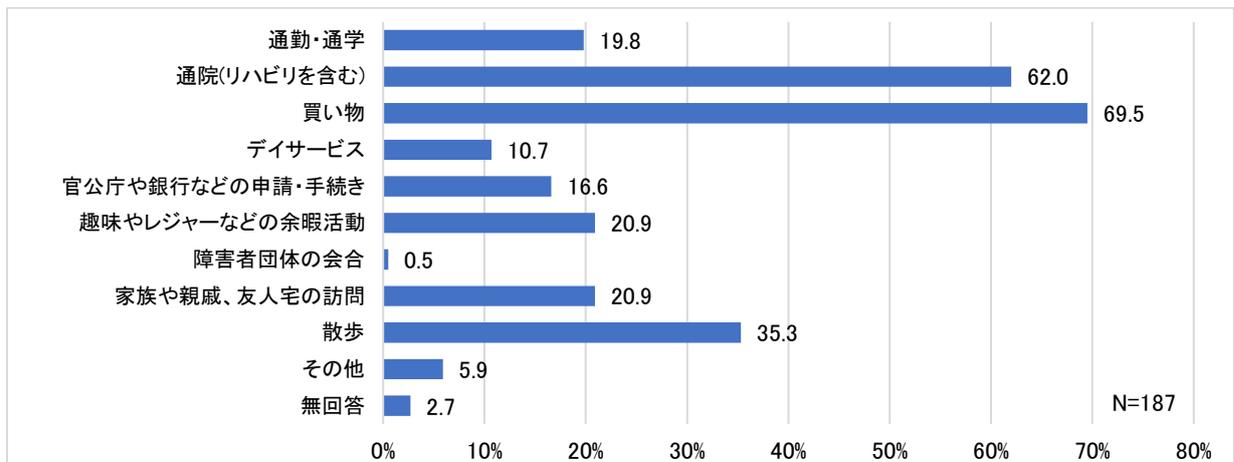
【あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。(通勤、通学、通院などを含みます。)]



③外出する目的 【複数回答】

「買い物」(69.5%)と「通院(リハビリを含む)」(62.0%)の割合が高くなっています。手帳種類別では、療育手帳所持者は「通勤・通学」が50.0%と他の手帳所持者より多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は「買い物」が75.8%と他の手帳所持者より多くなっています。

【あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(複数回答)】



【手帳種類別】

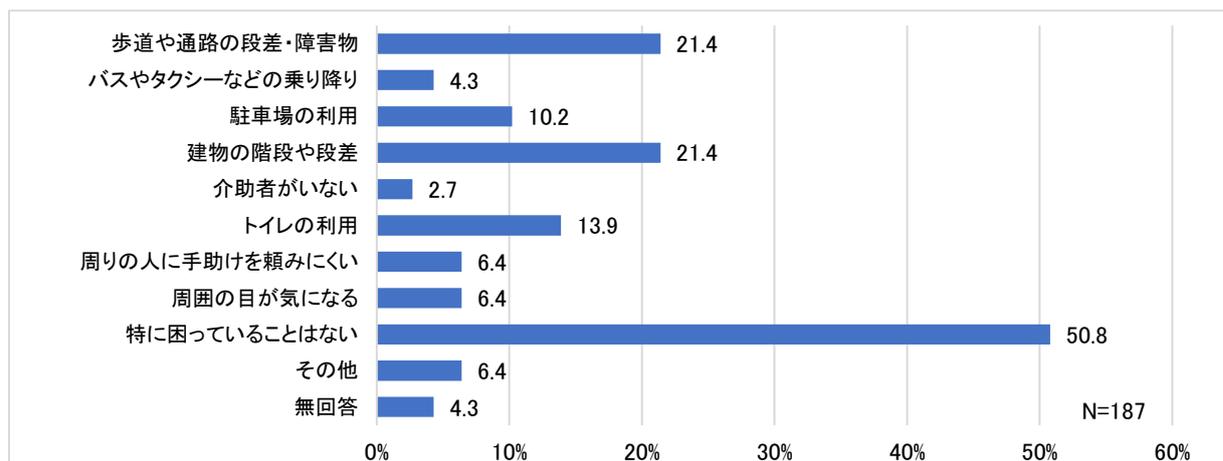
	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
通勤・通学	19.8%	11.7%	50.0%	33.3%
通院(リハビリを含む)	62.0%	64.2%	57.7%	63.6%
買い物	69.5%	68.3%	73.1%	75.8%
デイサービス	10.7%	9.2%	23.1%	12.1%
官公庁や銀行などの申請・手続き	16.6%	17.5%	0.0%	15.2%
趣味やレジャーなどの余暇活動	20.9%	18.3%	38.5%	21.2%
障害者団体の会合	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%
家族や親戚、友人宅の訪問	20.9%	21.7%	23.1%	18.2%
散歩	35.3%	40.0%	34.6%	42.4%
その他	5.9%	4.2%	7.7%	12.1%
無回答	2.7%	1.7%	3.8%	0.0%
合計	187人	120人	26人	33人

④外出するときに困ること 【複数回答】

「特に困っていることはない」(50.8%)の割合が最も高く、以下、「歩道や通路の段差・障害物」と「建物の階段や段差」(ともに21.4%)、「トイレの利用」(13.9%)、「駐車場の利用」(10.2%)の順となっています。

手帳種類別では、身体障害者手帳所持者は「歩道や通路の段差・障害物」の26.7%、療育手帳所持者は「トイレの利用」の26.9%が他の手帳所持者よりかなり高くなっています。

【あなたが外出するときに困ることは何ですか】



【手帳種類別】

	全体	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
歩道や通路の段差・障害物	21.4%	26.7%	19.2%	21.2%
バスやタクシーなどの乗り降り	4.3%	5.0%	11.5%	6.1%
駐車場の利用	10.2%	12.5%	3.8%	12.1%
建物の階段や段差	21.4%	25.8%	11.5%	24.2%
介助者がいない	2.7%	3.3%	3.8%	3.0%
トイレの利用	13.9%	14.2%	26.9%	18.2%
周りの人に手助けを頼みにくい	6.4%	6.7%	19.2%	18.2%
周囲の目が気になる	6.4%	3.3%	15.4%	18.2%
特に困っていることはない	50.8%	52.5%	38.5%	39.4%
その他	6.4%	5.0%	7.7%	12.1%
無回答	4.3%	3.3%	7.7%	0.0%
合計	187人	120人	26人	33人

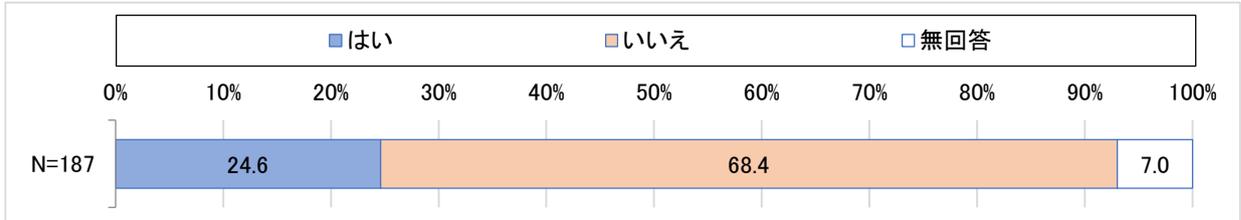
⑤収入を得る仕事の就労状況

「はい」が24.6%、「いいえ」が68.4%の割合となっています。

年齢別にみると、19～29歳と40～49歳で「はい」の割合が「いいえ」より高くなっています。

手帳種類別にみると、いずれも「はい」は2～3割程度となっています。

【あなたは、会社員や自営業、家業などで収入を得る仕事をしていますか】



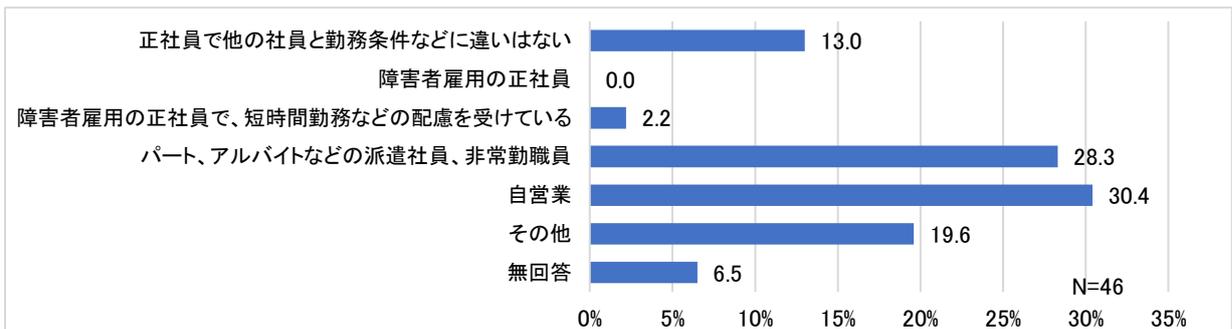
【年齢別、手帳種類別】

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	187人	24.6%	68.4%	7.0%
0～9歳	1人	0.0%	100.0%	0.0%
10～18歳	4人	0.0%	100.0%	0.0%
19～29歳	11人	54.5%	36.4%	9.1%
30～39歳	17人	35.3%	52.9%	11.8%
40～49歳	10人	60.0%	40.0%	0.0%
50～59歳	16人	25.0%	50.0%	25.0%
60～64歳	14人	21.4%	78.6%	0.0%
65～74歳	50人	28.0%	68.0%	4.0%
75歳以上	63人	9.5%	84.1%	6.3%
身体障害者手帳	120人	25.0%	69.2%	5.8%
療育手帳	26人	26.9%	65.4%	7.7%
精神障害者保健福祉手帳	33人	24.2%	66.7%	9.1%

⑥収入を得る仕事の勤務形態

⑤で「はい」と回答した人のうち、その勤務形態をみると、「自営業」(30.4%)の割合が最も高く、以下、「パート、アルバイトなどの派遣社員、非常勤職員」(28.3%)、「その他」(19.6%)の順となっています。

【あなたは、どのような勤務形態で働いていますか。】

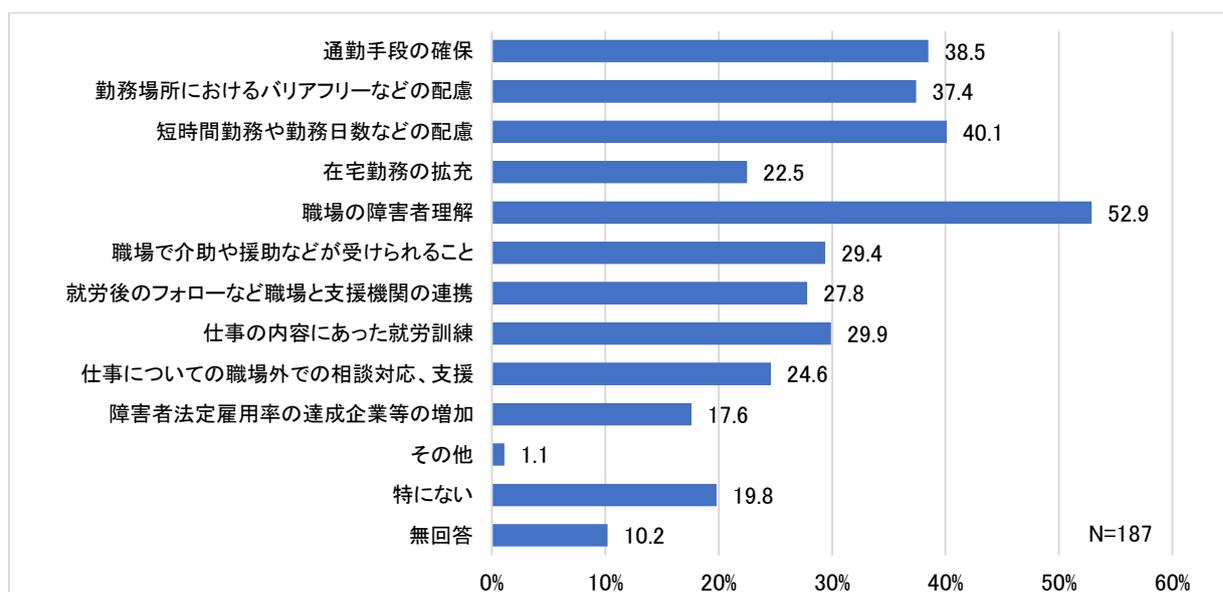


⑦雇用・就業に必要なと思うこと 【複数回答】

「職場の障害者理解」(52.9%)の割合が最も高く、以下、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(40.1%)、「通勤手段の確保」(38.5%)、「勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮」(37.4%)の順となっています。

手帳種類別にみると、療育手帳所持者の「通勤手段の確保」、「職場で介助や援助などが受けられること」、「仕事の内容にあった就労訓練」、精神障害者保健福祉手帳所持者の「短時間勤務や勤務日数などの配慮」などの割合が他の手帳所持者よりかなり高くなっています。

【あなたは、障害のある方の雇用・就業に関して、どのようなことが必要だと思いますか】



【手帳種類別】

	全体	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
通勤手段の確保	38.5%	35.0%	61.5%	45.5%
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	37.4%	36.7%	34.6%	42.4%
短時間勤務や勤務日数などの配慮	40.1%	33.3%	34.6%	51.5%
在宅勤務の拡充	22.5%	22.5%	15.4%	24.2%
職場の障害者理解	52.9%	45.8%	69.2%	69.7%
職場で介助や援助などが受けられること	29.4%	25.0%	50.0%	33.3%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	27.8%	17.5%	57.7%	42.4%
仕事の内容にあった就労訓練	29.9%	25.8%	53.8%	33.3%
仕事についての職場外での相談対応、支援	24.6%	15.8%	50.0%	39.4%
障害者法定雇用率の達成企業等の増加	17.6%	15.8%	30.8%	21.2%
その他	1.1%	0.0%	0.0%	3.0%
特になし	19.8%	27.5%	3.8%	6.1%
無回答	10.2%	10.0%	11.5%	9.1%
合計	187人	120人	26人	33人

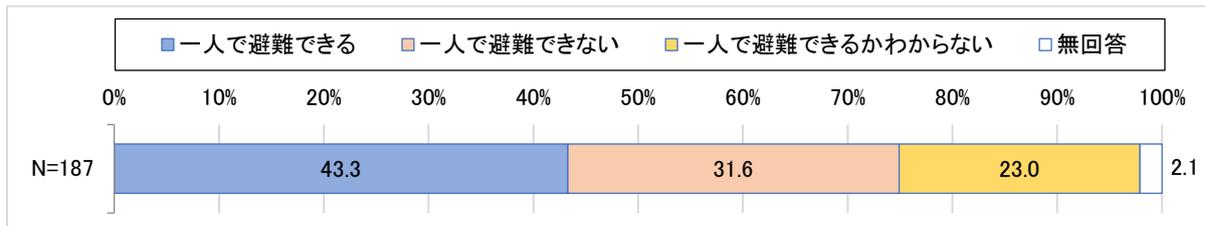
(4) 災害・医療

①災害時に一人で避難できるか

「一人で避難できる」(43.3%)の割合が最も高く、以下、「一人で避難できない」(31.6%)、「一人で避難できるかわからない」(23.0%)の順となっています。

手帳種類別にみると、療育手帳所持者の「一人で避難できない」(57.7%)、精神障害者保健福祉手帳の「一人で避難できる」(57.6%)の割合がいずれも6割近くを占めています。

【あなたは、火事や地震、風水害などの災害時に一人で避難することができますか】



【手帳種類別】

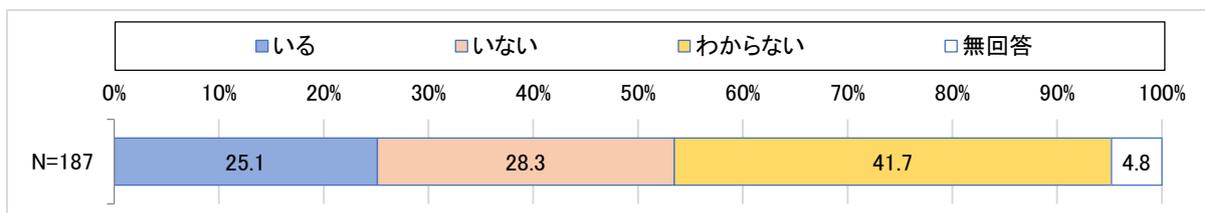
	合計	一人で避難できる	一人で避難できない	一人で避難できるかわからない	無回答
全体	187人	43.3%	31.6%	23.0%	2.1%
身体障害者手帳	120人	41.7%	30.8%	25.8%	1.7%
療育手帳	26人	19.2%	57.7%	23.1%	0.0%
精神障害者保健福祉手帳	33人	57.6%	27.3%	15.2%	0.0%

②家族が不在や一人暮らしの場合、災害時の避難の際に近所に助けてくれる人はいるか

「わからない」(41.7%)の割合が最も高く、以下、「いない」(28.3%)、「いる」(25.1%)の順となっています。

手帳種類別にみると、療育手帳所持者のみ「いる」(34.6%)の割合が「いない」(30.8%)及び「わからない」(26.9%)を上回っています。

【家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時の避難の際に近所にあなたを助けてくれる人はいますか】



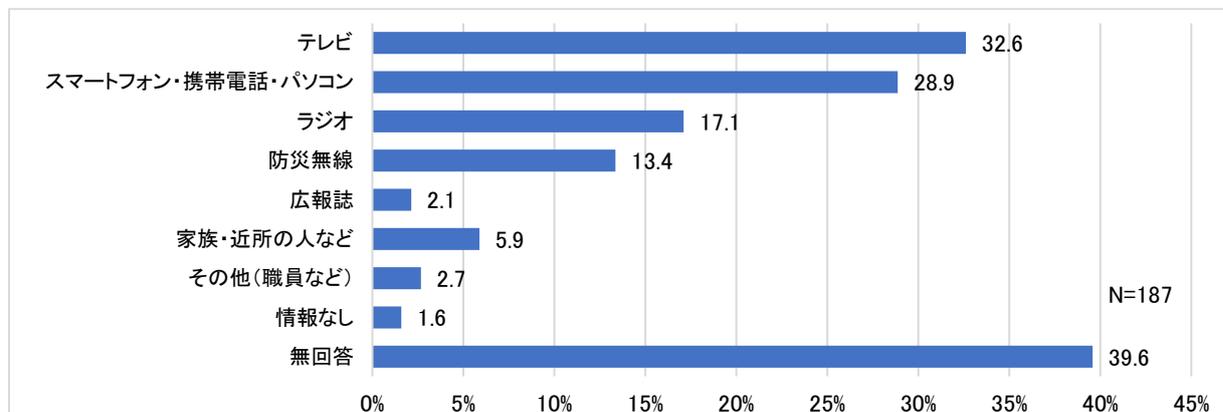
【手帳種類別】

	合計	いる	いない	わからない	無回答
全体	187人	25.1%	28.3%	41.7%	4.8%
身体障害者手帳	120人	28.3%	25.0%	42.5%	4.2%
療育手帳	26人	34.6%	30.8%	26.9%	7.7%
精神障害者保健福祉手帳	33人	21.2%	36.4%	36.4%	6.1%

③災害時の主な情報の入手方法

最も割合が高い「無回答」(39.6%)を除くと、「テレビ」(32.6%)、「スマートフォン・携帯電話・パソコン」(28.9%)、「ラジオ」(17.1%)、「防災無線」(13.4%)の順となっています。

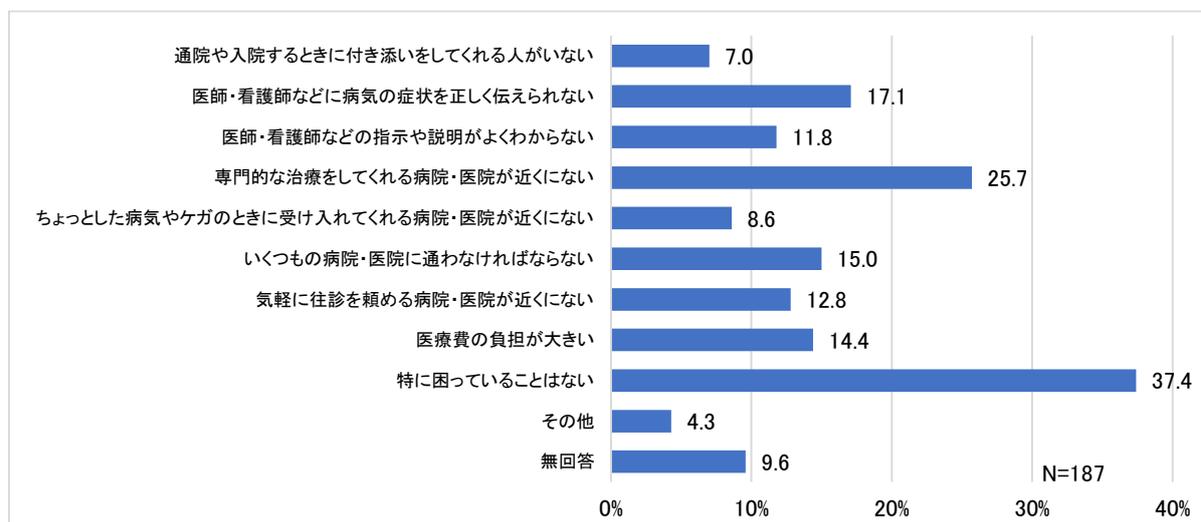
【火事や地震、風水害などの災害時の主な情報の入手方法は何ですか】



④医療を受ける上で困ること

最も割合が高い「特に困っていることはない」(37.4%)を除くと、「専門的な治療をしてくれる病院・医院が近くにない」(25.7%)、「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」(17.1%)、の順となっています。

【あなたは、医療を受ける上で困っていることはありますか】



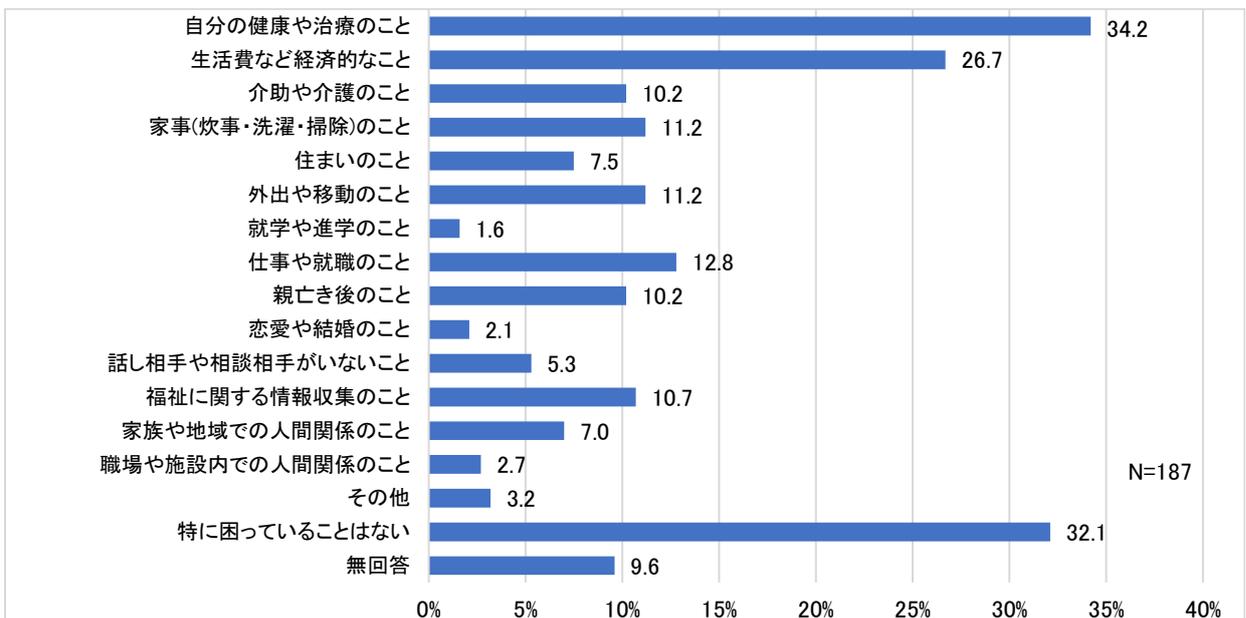
(5) 相談

①悩んでいることや相談したいこと 【複数回答】

「自分の健康や治療のこと」(34.2%)の割合が最も高く、以下、「特に困っていることはない」(32.1%)、「生活費など経済的なこと」(26.7%)、の順となっています。

手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者は「特に困っていることはない」(36.7%)の割合が、療育手帳所持者は「就学や進学のこと」(11.5%)の割合が他の手帳所持者よりかなり高くなっています。なお、精神障害者保健福祉手帳所持者は複数の項目で他の手帳所持者より多くなっていますが、特に、「自分の健康や治療のこと」(45.5%)と「生活費など経済的なこと」(60.6%)は他の手帳所持者に比べて、非常に高くなっています。

【あなたは、現在悩んでいることや相談したいことがありますか】



【手帳種類別】

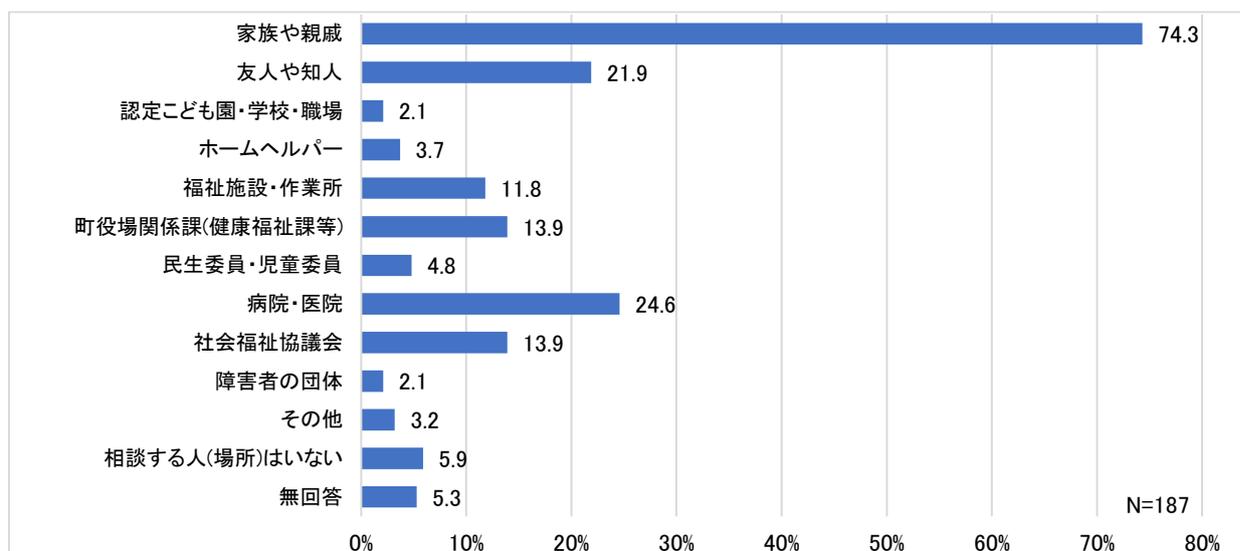
	全体	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
自分の健康や治療のこと	34.2%	32.5%	30.8%	45.5%
生活費など経済的なこと	26.7%	23.3%	23.1%	60.6%
介助や介護のこと	10.2%	12.5%	15.4%	12.1%
家事(炊事・洗濯・掃除)のこと	11.2%	10.0%	19.2%	33.3%
住まいのこと	7.5%	5.8%	11.5%	24.2%
外出や移動のこと	11.2%	15.0%	3.8%	9.1%
就学や進学のこと	1.6%	0.0%	11.5%	0.0%
仕事や就職のこと	12.8%	6.7%	19.2%	36.4%
親亡き後のこと	10.2%	3.3%	26.9%	24.2%
恋愛や結婚のこと	2.1%	0.8%	0.0%	9.1%
話し相手や相談相手がいないこと	5.3%	5.0%	7.7%	18.2%
福祉に関する情報収集のこと	10.7%	9.2%	7.7%	12.1%
家族や地域での人間関係のこと	7.0%	5.0%	7.7%	24.2%
職場や施設内での人間関係のこと	2.7%	0.0%	7.7%	6.1%
その他	3.2%	2.5%	0.0%	6.1%
特に困っていることはない	32.1%	36.7%	19.2%	15.2%
無回答	9.6%	10.8%	15.4%	6.1%
合計	187人	120人	26人	33人

②悩みごとや困りごとを相談する先 【複数回答】

「家族や親戚」(74.3%)の割合が突出して高く、以下、「病院・医院」(24.6%)、「友人や知人」(21.9%)の順となっています。

手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者の「家族や親戚」(74.2%)、療育手帳所持者の「福祉施設・作業所」(50.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者の「病院・医院」(42.4%)の割合が他の手帳所持者よりもかなり高くなっています。

【あなたは、普段、悩みや困ったことをどなた(どこ)に相談しますか】



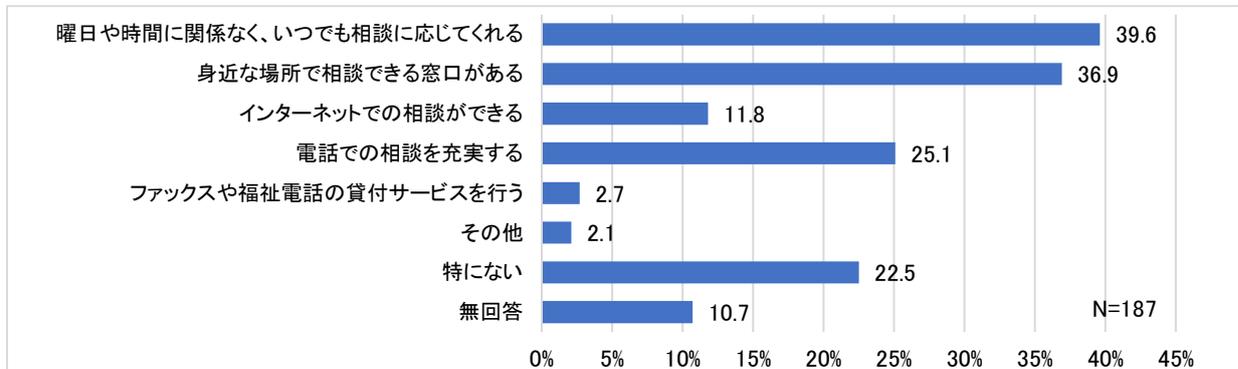
【手帳種類別】

	全体	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
家族や親戚	74.3%	74.2%	57.7%	54.5%
友人や知人	21.9%	23.3%	11.5%	9.1%
認定こども園・学校・職場	2.1%	0.8%	7.7%	3.0%
ホームヘルパー	3.7%	5.0%	3.8%	6.1%
福祉施設・作業所	11.8%	7.5%	50.0%	15.2%
町役場関係課(健康福祉課等)	13.9%	11.7%	19.2%	24.2%
民生委員・児童委員	4.8%	4.2%	7.7%	9.1%
病院・医院	24.6%	25.0%	23.1%	42.4%
社会福祉協議会	13.9%	14.2%	11.5%	21.2%
障害者の団体	2.1%	1.7%	7.7%	6.1%
その他	3.2%	5.0%	0.0%	3.0%
相談する人(場所)はない	5.9%	5.8%	0.0%	9.1%
無回答	5.3%	5.8%	11.5%	6.1%
合計	187人	120人	26人	33人

③身近な人以外に相談するときの相談しやすいと思う体制 【複数回答】

「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」(39.6%)の割合が最も高く、以下、「身近な場所で相談できる窓口がある」(36.9%)、「電話での相談を充実する」(25.1%)の順となっています。

【あなたは、身近な人以外に相談するとき、どのような相談体制があると相談しやすいと思いますか】



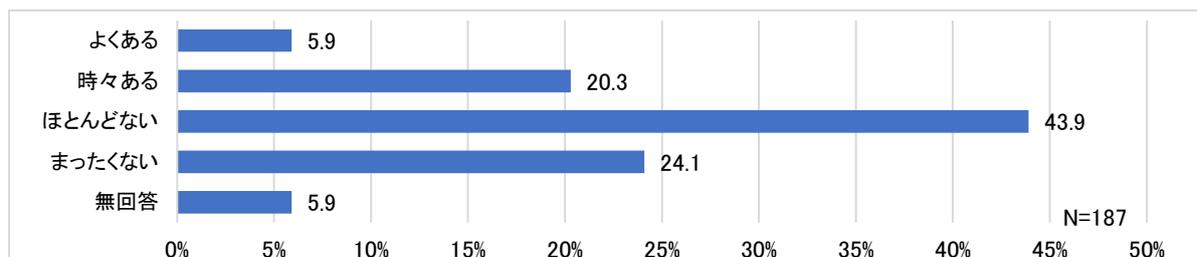
(6) 権利擁護

①障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをした経験

「ほとんどない」(43.9%)の割合が最も高く、以下、「まったくない」(24.1%)、「時々ある」(20.3%)の順となっています。

手帳種類別に「よくある」、「時々ある」をあわせた「ある」でみると、身体障害者手帳所持者の20.8%と比較すると、療育手帳所持者が50.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者が42.4%を占め、その差が目立ちます。

【あなたは、障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか】



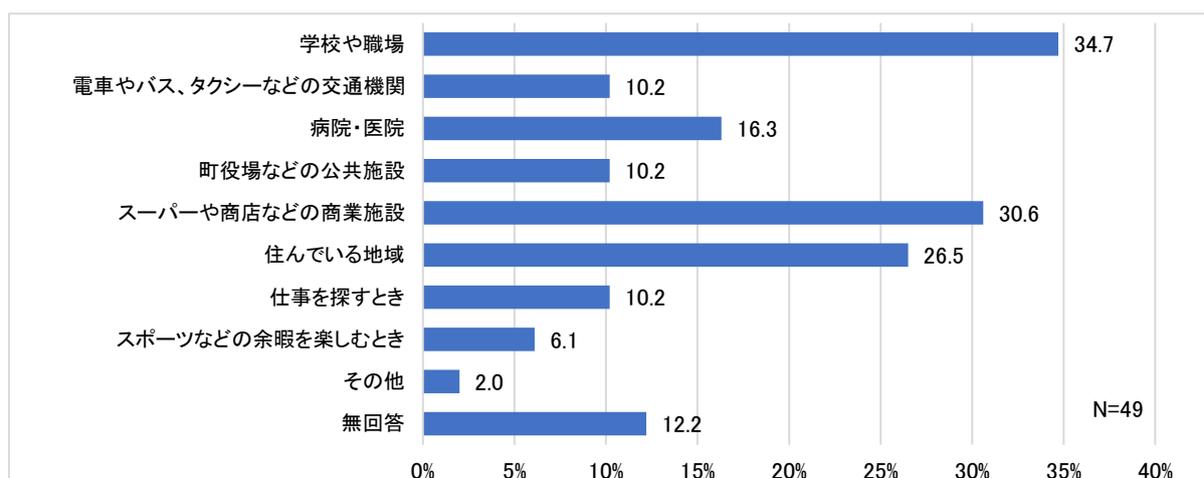
【手帳種類別】

	合計	よくある	時々ある	ほとんどない	まったくない	無回答
全体	187人	5.9%	20.3%	43.9%	24.1%	5.9%
身体障害者手帳	120人	2.5%	18.3%	43.3%	30.0%	5.8%
療育手帳	26人	19.2%	30.8%	30.8%	7.7%	11.5%
精神障害者保健福祉手帳	33人	9.1%	33.3%	33.3%	12.1%	12.1%

②差別や嫌な思いをした場所や場面

「学校や職場」(34.7%)の割合が最も高く、以下、「スーパーや商店などの商業施設」(30.6%)、「住んでいる地域」(26.5%)、「病院・医院」(16.3%)の順となっています。

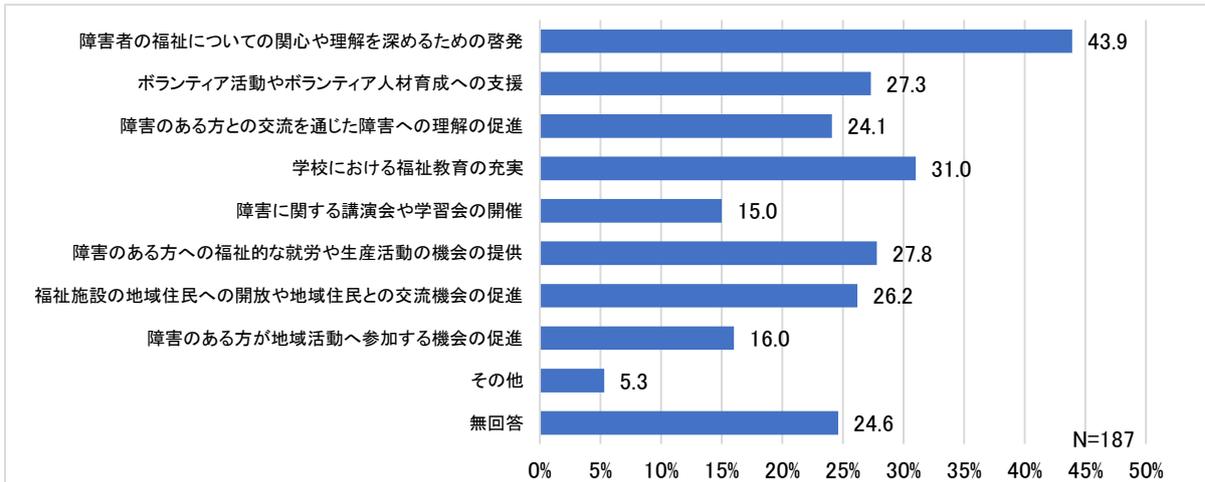
【どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか】



③障害のある方への町民理解を深めるために必要だと思うこと 【複数回答】

「障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」(43.9%)の割合が最も高く、以下、「学校における福祉教育の充実」(31.0%)、「障害のある方への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」(27.8%)、「ボランティア活動やボランティア人材育成への支援」(27.3%)、「福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進」(26.2%)の順となっています。

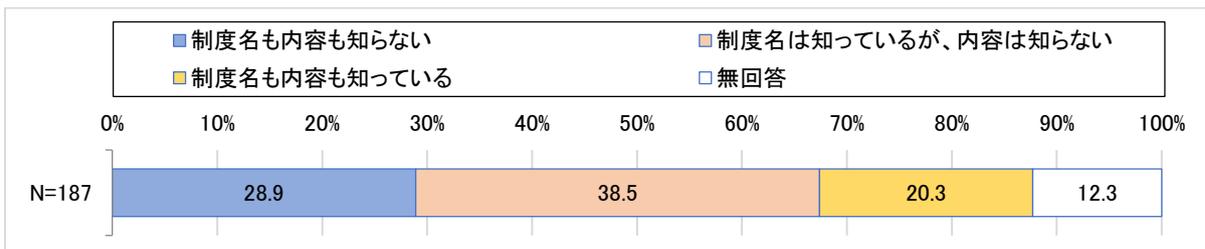
【あなたは、障害のある方への町民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか】



④成年後見制度の認知度

「制度名は知っているが、内容は知らない」(38.5%)の割合が最も高く、以下、「制度名も内容も知らない」(28.9%)、「制度名も内容も知っている」(20.3%)の順となっています。

【あなたは、成年後見制度について知っていますか】

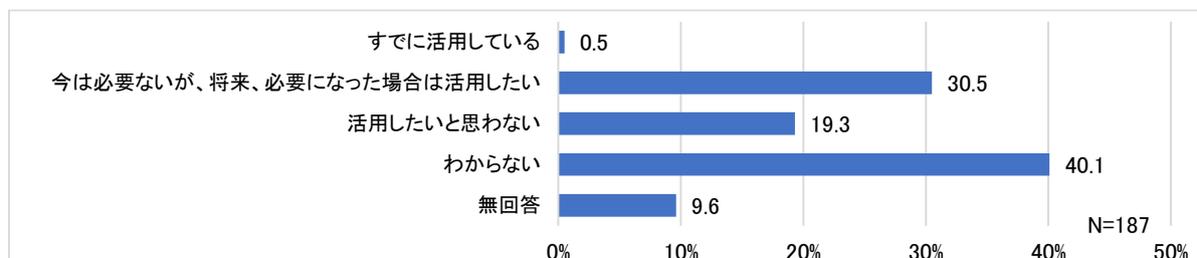


⑤成年後見制度の利用意向

「わからない」(40.1%)の割合が最も高く、以下、「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」(30.5%)、「活用したいと思わない」(19.3%)の順となっています。

手帳種類別にみると、療育手帳所持者の「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」(42.3%)の割合が他の手帳所持者よりもかなり高くなっています。

【あなたは、成年後見制度の活用をどう思いますか】



【手帳種類別】

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
すでに活用している	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%
今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい	30.5%	28.3%	42.3%	30.3%
活用したいと思わない	19.3%	19.2%	7.7%	21.2%
わからない	40.1%	38.3%	46.2%	39.4%
無回答	9.6%	13.3%	3.8%	9.1%
合計	187人	120人	26人	33人

(7) 福祉サービス

①福祉サービス情報の取得先 【複数回答】

「広報ごか」(44.9%)の割合が最も高く、以下、「役場関係課(健康福祉課等)」(35.8%)、「家族や親戚」(31.0%)、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(29.9%)の順となっています。

【あなたは、いろいろな福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか】

